

検討要請(経済産業省)

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
71	創業支援事業計画の 認定権限の都道府県 への移譲	市町村が策定する創業支援 事業計画の認定権限を経済 産業省から都道府県へ移譲 する。	<p>【制度の概要】 創業支援事業計画は、産業競争力強化法第113条において、市町村が、民間事業者や経済 団体、金融機関等と連携して、これを策定し、主務大臣の認定を受けることとされている。</p> <p>【制度改正の必要性】 本県では、商工会議所、商工会連合会等の経済団体と、地銀、信金、信組、政府系等の金融 機関及び県等が一堂に会し、毎月一度、創業や新たな産業分野への参入等に係る県内企業 の経済活動等について情報共有を図っており、このように地域の実情を把握している県が計 画を認定することが適切であり、一体的な創業支援につながる。この取り組みについては、 H22から開始し、それぞれの機関が有する支援ノウハウや支援制度の効果的な活用等を図る 中、県内企業の新分野へのチャレンジ等を支援してきたが、特に本年度からは、県や地元金 融機関、経済団体等が出資して組成する新たなファンドを活用した起業・創業を推進するた め、この連携組織の中に特別なチームを設けて支援することとしており、今後も別途創業支援 事業計画を国が認定するのであれば、一体的な運用に支障が生じる。</p> <p>【本県の状況】 連携を図るべき民間事業者等が当該市町村の区域を越えて活動を行っていることが多く、ま た、特に経済団体等にあつては県の区域での活動が盛んになっていることから、計画の認定 が進んでいない状況にある。</p> <p>【懸念の解消策】 市町村で策定する計画については、県へ認定権限を移譲することで、創業を促す技術シーズ や、これをサポートする支援機関、政策リソースなどの効率化が図られ、現下の重要課題で ある開業率の向上に資することが期待される。</p>	産業競争力強化法第113条	経済産業省、 総務省	山梨県
391	創業支援事業計画の 認定権限の都道府県 への移譲	産業競争力強化法第113条 に基づいて市区町村が作成 する創業支援事業計画の認 定権限を都道府県に移譲す る。	<p>【支障】現在、計画申請、認定に当たっては、地方経済産業局が市区町村と入念な事前調整 を行い、申請に向けた助言・指導を行っているが、今後認定取得を希望する市区町村からの 相談が増加すれば、経済産業局に過度な負担が発生するおそれがある。また、平成26年4月 に中小企業庁が発行した「産業競争力強化法における市区町村による創業支援のガイドラ イン」によれば、申請の素案受付から認定までの所要期間は2ヶ月以上とされており、この期 間中は素案を提出した市区町村内の創業者が法に基づく優遇措置を受けることができないた め、場合によっては支援継続中の案件が優遇措置の対象外となってしまうおそれがある。さ らに、本法に基づく創業支援計画は、市区町村が主体的に地域内の創業の促進を計画・実践 するという画期的な制度であるが、多くの市区町村にとっては創業支援に正面から取り組む 初めての機会となるため、頻繁に計画変更が生じる可能性がある。窓口が地方経済産業局 のみである場合、こうした計画変更への迅速な対応が困難となるおそれがある。</p> <p>【改正の必要性】本事務を都道府県に移譲すれば、市町村の申請から認定までの所要期間 は1ヶ月程度に短縮でき、地方経済産業局との調整に係る旅費、人件費等の低減にもつな がる。また、大分県における「スタートアップ支援機関連絡会議(県、商工団体、金融機関等 で組織。年間1,500件の創業相談を受け、うち400件が創業を実現)などの全県組織から市町村へ の情報提供も可能になることから、法の趣旨、地域の実情に即した円滑な事務が行えるもの と思われる。</p>	産業競争力強化法第113 条、第114条、第137条 産業競争力強化法施行規 則第41条～第45条	経済産業省、 総務省	九州地方知 事会

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
699	創業支援事業計画の 認定権限の都道府県 への移譲	産業競争力強化法 第113 条、第114条、第137条3 項、第140条1項6号に規定 する「市区町村創業支援計 画」に関する経済産業大臣、 総務大臣及びその他の主務 大臣(関係する施行令、施行 規則を含む)における権限を 都道府県に移譲されたい。 第113条 創業支援事業計 画の認定 第114条 創業支援事業計 画の変更等 第137条3項 報告書の徴 収 第140条1項6号 主務大 臣等	【具体的な支障事例】創業支援事業計画の認定に際し、国が全国約1700の市区町村のきめ細かな実情を把握することは現実的ではなく、計画認定に向けた指導・助言等のフォローアップを的確に行うことは難しいと考えられる。 国の第一回認定(3月20日)では、2月4日に説明会を実施、2月7日に近畿経済産業局に素案を提出、2月14日に中小企業庁に計画を提出という、極めてタイトな日程であり、このため大阪府内で6市がこのスケジュールに間に合わなかった。都道府県に認定権限があれば、下記理由(※1)で十分対応できたと考えられる。 さらに、中小企業白書(2013年版 p.47 ※2)で示されているように、創業者のマーケットは市区町村エリアを超えており、都道府県レベルの創業支援施策と密接に連携した取組が求められる。しかし、現行制度においては、都道府県レベルの官民の創業支援施策との調整・最適化を行うことができない。 【制度改正の必要性】計画策定にあたり複数の市区町村による共同申請ができるが、第1回・第2回認定において、各々2件しかなかった。創業者のマーケットの広さは多種多様であり、現行制度では創業者のマーケットに合わせた市区町村の組合せを一律で構成することはできないため、都道府県レベルの官民の創業支援施策との調整・最適化が不可欠である。 行政効率的な観点からも共同計画が策定されるべきであるが、都道府県が認定を行えば、場合によっては地方自治法上の様々な連携手続(機関等の共同設置、事務の委託等)で、市区町村間のより強固な絆づくりを誘導することも可能である。 【都道府県が認定を行うことによる効果 ※1】現行制度で所管が複数の省庁に關係する内容が含まれた場合、各所管省庁との調整に時間を要すると想定される。一方、都道府県はあらゆる分野に対し、計画策定に係る指導・助言から認定までの手続を一元的かつ円滑に行うことができる。申請者である市区町村にとっても事務の効率化ができる。 ※2 創業者が目指している今後の市場について、「地域需要創出型」では全体の80%以上が市区町村のエリアを超えている。(同一市町村19.6%、同一都道府県39.1%、全国38.2%、海外3.2%)	産業競争力強化法第113条、第114条、第137条3項、第140条1項6号	経済産業省、 総務省	大阪府、京都府、兵庫県、徳島県
369	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限の移譲	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。	【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実状に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」こととされている。地方公共団体は、本規定に基づき、特に地域として取り組むべき「エネルギー使用の合理化(省エネルギー)の促進」「再生可能エネルギーの普及」の施策の充実等に努めている。 これらの取組みをより効果的なものとするため、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく、電気事業者及び認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給する事業者に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。 【具体的な効果】地方公共団体においては、再生可能エネルギー普及促進のための取組みを行っているが、地域におけるエネルギーの普及状況や課題等を把握することができず、また指導・助言する権限もないため、取組の成果が限定的となっている。今回の権限移譲が実現すれば、再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする事業者からの相談等に対し、都道府県において地域の実状に応じた適切な対応が可能となることから、健全な再生可能エネルギーの普及促進が期待される。民間事業者が、地元との調整を行わないまま太陽光発電等の開発計画を進めた結果、地元とトラブルとなり、地方公共団体が対応に苦慮するケースが全国的に増加している。(福岡県においても、内容証明郵便により県庁に苦情が寄せられた事例がある。)地域に近接した都道府県に権限を付与することにより、地元との調整等について対応が可能となれば、このようなトラブルも減少することが期待される。 【効果的な取組みとするための工夫】「求める措置の具体的内容」にあわせて、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県のために応じ提供することで、より効果的な取組とすることができる。	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第4条、第5条、第40条	経済産業省	九州地方知事会

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
507	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電の認定権限等の都道府県への移譲	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく、再生可能エネルギー発電の認定に関する事務を都道府県に移譲	再生可能エネルギーで発電した電気を、固定価格買取制度を利用して電気事業者(電力会社)に売却するためには、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条に基づき、発電設備の認定を受ける必要がある。 この発電設備の認定の基準は、「点検及び保守を行うことを可能とする体制が国内に備わっていること」、「供給する電気の量的確に計測できる構造であること」、「太陽光発電設備であるときは、(一定)移譲の性能を有する太陽電池を利用するものであること」など、もっぱら技術的な観点から定められている。そのため認定を受けた後に、土地所有者や地域住民との調整が整わず、事業化を断念するケースや認定の取り消しを受けるケースが相次いでいる。また、自治体にとっても、次のような課題が生じている。 地域の土地利用計画等との整合性 メガソーラー等の大規模な太陽光発電設備の設置が急速に進んでいるが、地域の土地利用計画との調整、森林法に基づく林地開発許可、農地法に基づく農地転用許可等の前に認定されることから、地域住民とトラブルが発生するケースが生じている。また、景観に及ぼす影響も大きいことから、自治体によっては条例を制定し、事前の届出を義務付けているケースもある。 再生可能エネルギーの普及状況の把握 設備を認定した件数と容量(発電出力)は、再生可能エネルギーの種類ごとに、毎月、都道府県別に公表されているが、設備の所在地や設置する者など、具体的な情報が公表されていない。したがって、自治体は再生可能エネルギーの普及状況を詳細に把握することができず、また、効果的な普及促進策を検討することが困難となっている。 設備の認定に関する事務が都道府県に移ると、地域の土地利用計画等と整合性を図った運用が可能となり、また、効果的な普及促進策を検討し、実施することができる。 なお、設備の認定に関する技術的な基準については、技術革新の状況等を考慮して、引き続き国が定めることが効率的である。また認定の申請手続きは既に電子化されており、このシステムの運用も引き続き国が行うことが効率的である。	電気事業者による再生可能エネルギー電機機の調達に関する特別措置法第6条	経済産業省	神奈川県
277	水素ステーションの設置に係る高圧ガス保安法令等の見直し	高圧ガス保安法関連法令、建築基準法関連法令、消防法関連法令を改正し、水素ステーションの設置について規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)(次世代自動車の世界最速普及)に基づき、速やかに規制を緩和すること。	【制度改正の必要性等】 水素ステーションの設置にあたっては、従来の規制の中では想定されていない事項があり、また、欧米に比べ、必要以上に厳しい安全基準が定められている。 水素エネルギーの普及拡大を図る上で、2015年から市販される燃料電池車に安定的、かつ安価に水素を供給する必要があるが、設置基準が厳しいことで、欧米に比べ、設置コストが5～6倍となっており、設置事業者に多くの負担となっている。このため、安全性が確認された事項については、欧米並みのコストで水素ステーションが設置できるよう、規制を緩和する必要がある。国は平成27年中に全国で100か所の設置を計画しているが、現時点では40か所程度にとどまっている。 本県では、平成26年5月に有識者や自動車メーカー、水素供給企業等からなる「埼玉県水素エネルギー普及推進協議会」を設置した。協議会において、水素ステーションや燃料電池自動車に普及に関し、行政に対する要望や、規制改革実施計画に基づく規制緩和を速やかに実施する必要がある旨の意見が出された。 高圧ガス保安法施行規則第7条の3等を改正し、水素ステーションの設置を促進すべきである。	高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則(一般則)第7条の3	経済産業省、国土交通省、総務省(消防庁)	埼玉県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
455	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、関東農政局から都道府県へ権限の移譲(参考) 2以上の都道府県の区域にわたる組合の設立認可及び監督(厚生労働省(地方厚生局所管業務))については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲。	中小企業等協同組合法等に基づく事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、第4次一括法において厚生労働省及び国土交通省所管の組合に係る事務権限が移譲される。地方農政局(関東農政局)所管の二以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務についても権限移譲されることにより、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができ、県民サービスの向上につながるものと考えられる。 ただし、代表理事の交替により、主たる事務所が変わることがあり、それに伴い決算書類等の届出先の都道府県が変わることも考えられることから、指導等の継続性の観点を踏まえ、都道府県間の連絡調整等について整理する必要がある。 (参考) 2以上の都道府県の区域にわたる組合の設立認可及び監督(厚生労働省(地方厚生局所管業務))については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲。	中小企業等協同組合法施行令第34条	経済産業省、 農林水産省	神奈川県
13	実態的に法令に根拠のない農政局協議を求めている通知の廃止	農村地域工業等導入促進法に基づき県が実施計画を策定又は変更する場合及び市町村が策定又は変更する実施計画について同法第5条第9項により県が協議に応じようとする場合の国との連絡調整を廃止すること。	【支障】農村地域工業等導入促進法(以下「農工法」)第5条の規定に基づき、都道府県は関係市町村の意見をきいたうえで、また、市町村は都道府県知事に協議しその同意を得たうえで農工実施計画(以下、実施計画という。)を策定・変更することができる。実施計画に定められた工業等導入地区においては、転用面積が4haを超える場合であっても、都道府県知事が許可権者となっている。このように、実施計画の策定やこれに伴う農地転用許可は、地方自治体の権限とされているが、農林水産省構造改善局長等通知において、都道府県が実施計画を策定又は変更しようとする場合及び市町村が策定又は変更する実施計画について協議に応じようとする場合には、あらかじめ地方農政局等関係省庁と十分連絡調整を行うこととされている。この連絡調整は法令に根拠を持たないものであるが、この連絡調整の際に、様々な指摘(ある地区での実施計画の未完工を理由に、近隣地区の実施計画の作成を認めない等)を受ける結果、実施計画の作成に2年から数年かかるなど、工業団地の開発に大幅な遅れが発生している。 【改正の必要性】都道府県が実施計画を策定する場合や市町村からの協議に応じようとする場合には、関係市町村や関係部局との間で十分に調整を行っていることや地方の状況については地元自治体が最も熟知していることなどから、農工法の趣旨を踏まえ、迅速な処理を図るうえでも、事実上の協議となっている国との連絡調整通知は廃止すること。	農村地域工業等導入促進法第5条第8項、第9項 「農村地域工業等導入促進法の運用について」(昭和63年8月18日付け63構改B第855号)第4の4連絡調整等	農林水産省、 経済産業省、 厚生労働省、 国土交通省	佐賀県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
160	中小企業労働力確保法に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止	中小企業労働力確保法に基づき事業主が策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。	<p>【制度改正の必要性】 企業が当該計画の認定申請を行うのは国の助成金受給申請の条件になっていることによるもの。 現在、中小企業等に対する従業員の処遇や環境改善促進のための助成制度の中で当該認定を条件としている助成金は、事業主団体を対象としたもの1件しかなく、従業員の処遇改善等に関する国の政策において、認定そのものの必要性が薄れていると思われる。 改善計画の認定を条件とする助成制度が減ったことに伴い、本県に改善計画を提出する企業等もほとんどなくなっている。</p> <p>【支障事例】 当該計画の認定が助成金申請要件となっている場合の手順は次のとおりで煩雑。 ①企業等は、予定している改善計画が助成金の対象となるか、労働局に相談する。 ②企業等は、都道府県への認定申請書を作成し提出する。 ③都道府県は、国が定める認定審査基準等に照らして認定するか否かを判断する(場合によっては、あらかじめ国に協議し同意を得る必要がある)。 ④都道府県から認定通知を受領した後、企業等は、国の定める日までに、労働局に助成金の受給資格認定申請を行う。</p> <p>【効果】 改善計画に係る都道府県の認定事務を廃止し、改善計画の項目のうち必要なものを助成金受給資格認定申請書に追加することで、企業は、上記の②の手続が不要となり、企業等の負担が軽減され、助成金を活用して雇用環境の改善を図る企業等が増加する可能性がある。 ②、③がなくなることで、事務の簡素化が図られるとともに、企業等は、労働局への申請までの時間短縮を図ることができ、事業実施期間開始予定までのスケジュールを立てやすくなる。</p>	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第4条第3項	厚生労働省、 経済産業省	鳥取県、京都府、大阪府、徳島県
241	中小企業労働力確保法に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止	中小企業労働力確保法に基づき事業主が雇用管理を改善するために策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。	<p>【制度改正の必要性】 法における支援措置(助成金)を国(労働局・ハローワーク)へ申請する要件として、知事の改善計画の認定が義務付けられているが、助成金受給の際には、別途国へ申請が必要であり、申請者に大きな負担となっている。具体的には、計画認定の申請書類7種類のうち4種類が助成金受給の申請書類と重複している。</p> <p>【懸念の解消策】 改善計画の認定は、助成金受給の要件のほか、中小企業信用保険法等の特例の要件にもなっているが、現実には、改善計画の認定後に助成金受給以外の支援を活用した事例はなく、支障はないと考える。</p>	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第4条第3項	厚生労働省、 経済産業省	広島県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
961	中小企業労働力確保 法に基づく改善計画 の都道府県の認定の 廃止	中小企業労働力確保法に基 づき事業主が策定する改善 計画について、都道府県の認 定を廃止する。	企業が当該計画の認定申請を行うのは国の助成金受給申請の条件になっていることによるもの。 当該計画の認定が助成金申請要件となっている場合の手順は次のとおりで煩雑。 ①企業等は、予定している改善計画が助成金の対象となるか、労働局に相談する。 ②企業等は、都道府県への認定申請書を作成し提出する。 ③都道府県は、国が定める認定審査基準等に照らして認定するか否かを判断する(場合によっては、あらかじめ国に協議し同意を得る必要がある)。 ④都道府県から認定通知を受領した後、企業等は、国の定める日までに、労働局に助成金の受給資格認定申請を行う。 改善計画に係る都道府県の認定事務を廃止し、改善計画の項目のうち必要なものを助成金受給資格認定申請書に追加することで、企業は、上記の②の手続が不要となり、企業等の負担が軽減され、助成金を活用して雇用環境の改善を図る企業等が増加する可能性がある。 ②、③がなくなることで、事務の簡素化が図られるとともに、企業等は、労働局への申請までの時間短縮を図ることができ、事業実施期間開始予定までのスケジュールをたてやすくなる。 現在、中小企業等に対する従業員の処遇や環境改善促進のための助成制度の中で当該認定を条件としている助成金は、事業主団体を対象としたもの1件しかなく、従業員の処遇改善等に関する国の政策において、認定そのものの必要性が薄れていると思われる。 改善計画の認定を条件とする助成制度が減ったことに伴い、本県に改善計画を提出する企業等もほとんどなくなっている。	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第4条第3項	厚生労働省、 経済産業省	中国地方知 事会
252	小規模事業者支援法 に基づく経営発達支 援計画に係る経済産 業大臣の認定権限の 都道府県への移譲	商工会及び商工会議所によ る小規模事業者の支援に関 する法律の一部改正により新 設予定の経営発達支援計画 に係る経済産業大臣の認定 権限について、都道府県知事 に移譲する。	【制度改正の必要性】 現行制度(基盤施設計画)は、国が作成した商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律実施要領により、都道府県知事が計画認定していることから、新設される経営発達支援計画についても、地域の実情を踏まえた計画とするために、現行制度同様に、都道府県が認定することが望ましい。 複数の都道府県で、各商工会議所が地域や地域内小規模事業者等がどうあるべきかという中期的な目標を策定し、目標達成に向けて効果的に事業を実施させ、目標達成状況について評価する事業評価システムを導入する動きが広がっており、目標達成に向けて方向性を統一するためにも、都道府県が認定することが望ましい。《事業評価システムの導入状況》導入済:6団体、検討中:3団体 【懸念の解消】 全国統一の基準や運用が必要な点は、国が作成する要領等により確保されるものとする。	改正後の商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条 同法施行令第3条	経済産業省	広島県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
367	大規模小売店舗の新設等の届出に係る基準面積等の条例制定権限の市町村への移譲	大規模小売店舗の新設等の届出に係る基準面積等の条例制定を基礎自治体が行えるよう制度の見直しを行う。	<p>【制度改正要望の経緯・必要性】</p> <p>新設等の届出は、本県では各市町に特例条例で移譲済である。市町が基準面積設定を希望する場合は、独自で行うことができず、県が条例を制定して設定する必要があり非効率である。このため、本事務の移譲により、新設に係る事務を市町がより一体的に自ら実施できるようになる。</p> <p>また本県は市町村合併が大きく進展した県であり、市町村合併により広域化した基礎的自治体(県内市町の平均面積368.7km²)は、住民に身近な行政主体として、地域の実情に応じた適切な判断が可能となっている。</p> <p>なお、大規模小売店舗法の規定により、基準面積等を定める事務は、「都道府県の条例で定めることとされている事務」であるため、特例条例による市町への移譲はできない(県の条例でのみ定めることができる事務)。</p> <p>【課題の解消策】</p> <p>このため大規模小売店舗法第3条第2項の大規模小売店舗の新設等の届出に係る基準面積等の条例制定主体へ「市町村」の追加を求める。</p>	大規模小売店舗立地法第3条第2項	経済産業省	広島県
498	官公需対策に関する事務の都道府県への権限移譲	官公需適格組合の証明申請対応業務 管内の都県で官公需確保対策地方推進協議会の開催	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第3条に基づく「官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領」に規定する証明申請対応業務を都道府県に移譲することを求めるもの。 この権限移譲により、県の施策に応じた証明申請対応業務等(都道府県ごとに施策を生かした証明申請対応業務が可能となると想定したもの)が行えるようになるものである。 なお、国は毎年度「中小企業に関する国等の契約の方針」を閣議決定していることから、官公需における都道府県間の基本的な取扱いの均衡は保たれると考える。	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第3条、官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領	経済産業省	神奈川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
580	中小企業者に対するセーフティネット保証に係る地域指定の都道府県知事への移譲	中小企業者に対するセーフティネット保証のうち、災害により影響を受けている中小企業者を支援する4号に係る地域指定について、以下の場合には、指定の権限を国から都道府県知事に移譲する。 ①災害救助法の適用地域等、被害が甚大であることが明確な地域 ②それ以外の場合であっても、国が設けた基準に基づき、都道府県等の調査により被害程度が一定要件を満たすと判断できる地域	【現行制度】 突発的な災害(自然災害等)の発生により売上高等が減少している中小企業者を支援するためのセーフティネット保証4号においては、災害により中小企業者の相当部分が事業活動に著しい支障を生じている地域を、都道府県や市町村の調査を基に、経済産業大臣が指定している。 【制度改正の必要性】 平成26年2月の大雪被害の際は、国による地域指定が災害発生から2か月近くかかるなど、中小企業者の迅速な資金調達(売上げの減少に伴い必要となる当面の運転資金の調達等)に支障が生じている。 地域指定の権限を国から都道府県に移譲することにより、災害により影響を受けている中小企業者にとってより身近な行政機関である都道府県が災害発生後、短期間で保証に必要な地域指定を行うことが可能となり、結果として中小企業者の喫緊の資金需要に迅速に対応することができ、中小企業者の経営の安定につながるものと期待される。なお、地域指定に必要な調査は現在でも都道府県等が行うこととなっており、地域指定の権限を都道府県知事に移譲しても、事務処理を含め支障が生じることはないと考えられる。	中小企業信用保険法第2条第5項	経済産業省	長野県
584	都道府県が行うJA等に対する計量証明事業の登録に係る規制緩和	計量法では、大気、水又は土壌中の物質の濃度について、分析値を提供する場合、計量証明事業とされ、当該事業の実施に当たっては、環境計量士を配置し、事業所ごとに都道府県知事の登録を受けなければならない。JA等が行う土壌診断については、当該計量証明事業に該当しないものとなるよう、関係政令に規定を設けていただきたい。	【制度改正の経緯】 平成24年2月、全国計量行政会議において、農協等が行う土壌分析は、計量法に基づく計量証明事業に該当するとの見解が示され、農協等が計量証明事業の登録(環境計量士の配置義務)を行わなければ、農業者に分析値の提供ができなくなった。 【支障事例】 農業者は、土壌の分析値により自作地の状況を的確に把握し、作物ごとに自らが判断して施肥量を決定することで、環境への配慮とコスト削減に努めている。このため、25年10月に、北海道と農業団体が開催した、土壌分析施設関係者を対象とした説明会では、複数の農協から、「農協が行う土壌分析については、計量証明事業の適用除外とすべき」との意見が出されており、JA北海道中央会の会議の場においても同様の意見が出ている。さらに、北海道では、グリーン農業(環境保全型農業)を推進しているが、分析値の提供が困難となれば、安全・安心な食料の安定供給という、食料供給地域"北海道"が果たしてきた役割に大きな支障が生じる恐れがある。 【制度改正の必要性】 JA等が行う土壌分析は、農業者が適正施肥を行うための営農指導の一環であり、また、分析値の使用も農業者が自己責任において、自作地の施肥量を決定するという限定的なものである。さらに、簡易な測定に基づく、簡便な分析値であっても利用可能であり、分析結果の評価についても、一定程度の幅が設けられているのが実態である。このため、計量法が求める厳格な分析値を担保する必要がないものとする。 【懸念の解消策】 計量法施行令第28条第1号「大気、水又は土壌中の物質の濃度」に、ただし書きとして、JA等が行う土壌分析を適用除外とするよう規定すること。	計量法第107条第2号 計量法施行令第28条第1号	経済産業省	北海道

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
634	計量法で定める基準器検査に係る規制緩和	全量25Lを超える液体メーター用基準タンク(燃料油メーターの検査を行うもの)の基準器検査を都道府県が行えるよう規制緩和すること	<p>【支障事例】 計量器の検定等を行う計量器の検査(基準器検査)については、計量法施行令第25条第1項及び基準器検査規則第5条第1項第3号により都道府県が検査を行うものが定められている。 県の計量検定所が所持する全量25Lを超える燃料油メーターの検査に使用する液体メーター用基準タンク(50L、200L)は、県が検査を行うことはできず、茨城県に所在する(独)産業技術総合研究所にて基準器検査を受検する必要がある。また、検査は、計量法第104条により、5年に1回受けることとされている。 基準器検査の受検にあたっては、基準器運搬に多額の費用がかかり、検査期間も1~2ヶ月を要し、検査に職員の同行が必要なことから大きな負担となっている。</p> <p>【制度改正の必要性】 都道府県が基準器検査を行えるようにすることで、運搬費用や時間を軽減することができることから、基準器検査規則第5条第1項第3号について、「全量が25L以下の」要件を削除することを提案する。 なお、県では、液体メーター用基準タンクの他に、法104条に基づき定期的に検査を受けている基準器(10L、5L、その他の基準フラスコ)を所持しており、この基準器を活用することにより、適切な基準器(液体メーター用タンク)検査を実施することが可能である。</p>	計量法施行令第25条 基準器検査規則第5条第1項第3号	経済産業省	長崎県
766	中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業(よろず支援事業)の都道府県への移譲	各都道府県内の中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援の体制整備に必要な「よろず支援拠点」及び「コーディネーター」選定等の事務を、必要となる人員、財源とともに、中小企業庁から各都道府県へ移譲すること。	<p>【制度改正の必要性】中小企業は多種多様であるとともに地域毎の特性があるため画一的な運用を行うべきでなく、コーディネーター・よろず支援拠点についても国の統一的な施策方針を踏まえながら都道府県が選定し、地域の中小企業の実情に応じた重点的・効果的・効率的な施策を展開することが望ましい。</p> <p>【支障事例】今回、兵庫県においてはよろず支援拠点に活性化センター、コーディネーターに活性化センターと密な連携がとれる専門家が選定されているが、国から、活性化センター内に既存の管理体制と別の管理体制をつくることが要求されており、団体内の予算と人員を効率的に配置することができず、運営が非効率なものとなっている。</p> <p>また、活性化センターのような都道府県等中小企業支援センター以外の機関や専門家が選定された場合には、 ①財源と人員の運営が2団体に分散し、非効率的になる。 ②都道府県等中小企業支援センター(兵庫県は活性化センター)も総合的支援の窓口となっており、利用者(中小企業者)が混乱する。 ③各支援機関は連携する総合的支援窓口が2箇所となり、混乱が生じるとともに対応において負担が生じる。 などの問題がある。</p> <p>【移譲による効果】兵庫県においてはよろず支援拠点と同じ目的を有する「中小企業支援ネットひょうご」を以前から構築済みである。財源が移譲されれば、既に整備されている「中小企業支援ネットひょうご」との一元的な運用や財源の有効活用による支援体制の強化を図ることが可能となる。</p> <p>【想定される事業スキーム】 金の流れ:経産省 → 県(交付金) → よろず支援拠点(委託費)</p>	中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業公募要領	経済産業省 (中小企業庁)	兵庫県、京都府、徳島県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
844	液化石油ガス販売事業者の登録等の市町村への権限移譲	液化石油ガス販売事業者の登録等の事務について、効率的・効果的な事務が可能となるよう、以下のとおりとする。	現在は、同じ都道府県内に事業所を設置する販売事業者でありながら、県域内のみで事業所を設置する販売事業者に対して都道府県は指導できるが、県域をまたがって事業所を設置している販売事業者は国所管であり都道府県では指導できない二重行政となっている。さらには、液化石油ガス販売事業者の登録等の事務は、基礎自治体が所掌する消費者行政や消防行政との関係が深く、これらと連携して対応することが有効であるものの、現在、当該事務は県(一部国)が所管しており、効率的・効果的な行政運営の妨げとなっている。例えば、事故の届出については、国所管の事業所であっても、販売店の所在する都道府県に届出することになっているなど、事務処理が混乱するおそれが指摘されている。本業務に従事する国の人件費、組織維持の経費が不要となる。また、地域の事業所は地域で統一した指導をすることができる。一般消費者や地域店舗に最も近い基礎自治体で指導等を行うことにより、効率的な行政運営が可能となる。また、火災事故等の際に、消防を所管する基礎自治体の方がより密に消防と連携を図ることができる。なお、現在、本県が所管する事業者数は約400事業所。このほか、複数の県域に跨る事業所として国が所管するものは県内に約10事業所。	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条1項、第3の2第3項、第8条、第10条第3項、第13条第2項、第16条第3項、第16条の2第2項、第19条第2項、第21条第2項、第22条、第23条、第25条、第26条、第26条の2、第29条第1項、第32条第2項、第33条第2項、第35条第1項、第35条の2、第35条の3、第35条の4(第8条、第10条、第23条)、第35条の6第1項、第35条の7、第35条の10、第82条第1項、第83条第1項(液化石油ガス販売事業者に係るもの)及び第2項、規則第132条、規則第133条	経済産業省 (資源エネルギー庁)	愛媛県
845	電気工事業者の登録等の市町村への権限移譲	電気工事業者の登録等の事務について、効率的・効果的な事務が可能となるよう、以下のとおりとする。 ① 事業者が県域をまたがって複数の事業所を設置している場合の国が所管する仕組みを見直し、事業所単位で地方自治体が所管できるようにする。 ② 電気工事業者の登録等の事務は、基礎自治体が所掌する消費者行政や消防行政との連携という観点から、適宜、県から基礎自治体への権限移譲を行い、事業所の所在する基礎自治体が所管させるとともに、届出についても、基礎自治体に行くこととする。	現在は、同じ都道府県内に事業所を設置する電気工事業者でありながら、県域内のみで事業所を設置する電気工事業者に対して都道府県は指導できるが、県域をまたがって事業所を設置している電気工事業者は国所管であり都道府県では指導できない二重行政となっている。さらには、電気工事業者の登録等の事務は、基礎自治体が所掌する消費者行政や消防行政との関係が深く、これらと連携して対応することが有効であるものの、現在、当該事務は県(一部国)が所管しており、効率的・効果的な行政運営の妨げとなっている。例えば、国所管の事業所によるオール電化切替工事に伴うトラブルが発生した場合であっても、直接、調査や指導を行えないといったことが指摘されている。本業務に従事する国の人件費、組織維持の経費が不要となる。また、地域の事業所は地域で統一した指導等することができる。一般消費者や地域店舗に最も近い基礎自治体で指導等を行うことにより、効率的な行政運営が可能となる。また、火災事故等の際に、消防を所管する基礎自治体の方がより密に消防と連携を図ることができる。	電気工事業者の業務の適正化に関する法律第3条第1項、第3項、第6条、第7条第1項、第8条、第9条第2項、第10～12条、第14～16条、第17条第2項、第17条の2、第17条の3、第27条第1項、第4項、第28条、第29条、第30条第1項、第2項、第33条、第34条第2～6項	経済産業省	愛媛県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
428	石油貯蔵施設立地対策等交付金の国庫補助事業への充当制限の撤廃	昭和53年の資源エネルギー庁石油部計画課長通知により、国庫補助事業のうち、予算補助について国による補助率が1/2以下の補助金だけに同交付金を充当できるようになっているが、その補助率の制限を撤廃し、同交付金の弾力的運用を可能としたい。	<p>【提案の背景】石油貯蔵施設立地等の市町村は、住民の安全を確保し、不安のない地域社会を構築するため、特段の安全・防災対策等の環境整備を推進している。特に、防災対策については、首都直下地震・南海トラフ巨大地震に備えるべく更なる対策の推進が喫緊の課題となっている。</p> <p>【支障事例】防災施設等の整備には、財政負担が大きく、「石油貯蔵施設立地対策等交付金」は、貴重な財源となっている。同交付金は、「石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則」の備考により、「国がその経費の一部を負担し又は補助する事業は除く。ただし、当該事業の経費に対する国の負担又は補助の割合が法令により定められているもの（一定割合「以内」の割合で負担又は補助することになっているものを含む。）以外のものについては、石油貯蔵施設の設置の円滑化に資するため特に必要があると認められる場合に限り、交付対象とすることができる。」とされている。それにも関わらず、昭和53年9月28日の「資源エネルギー庁石油部計画課長」通知により、補助の割合が1/2より高い事業に充当できないなど運用上の制限が課されている。</p> <p>【解消策】立地交付金は、特別会計法及び同法施行令等上、交付対象事業につき何ら制限を課しておらず、同様の充当制限があった「電源立地地域対策交付金」では、すでに充当制限が撤廃されており、「石油貯蔵施設立地対策等交付金」の充当制限が撤廃されれば、農山漁村地域整備交付金（うち農地防災事業、畜産環境総合整備事業等）事業など、国による補助率が1/2より高い事業にも充当が可能となり、同交付金の弾力的な運用と使途の拡大を通じ、更なる防災対策や住民の福祉向上が実現できる。</p>	石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則第3条、第4条、別表 昭和53年9月28日付け、53資源計第16号 資源エネルギー庁石油部計画課長通知 特別会計に関する法律（第85条第2項第2号へ）	経済産業省 (資源エネルギー庁)	苫小牧市、市原市、高石市、山陽小野田市
297	研究開発支援制度に基づく補助対象施設の柔軟な活用を図るための経済産業省通知の見直し	国の研究開発支援制度では、開発試作用施設を商用ベースに転用した場合、補助金返還等の手続きを要するが、試作から商用化までを短期で実施できるよう、たとえ償却期間内の補助対象プラントであっても、返還等を行わず商用ベースに転用できるよう、補助金適正化法の運用を見直す。	<p>【支障事例等】補助対象となったプラント等は目的外の使用が限定的にしか認められていないため、例えば、試験研究用に導入した設備等の場合、その試験研究が事業化につながる場合でも、事業化においてはその設備を使用することはできず、設備を十分に活用できない状況が発生する。</p> <p>【制度改正の必要性等】このため、償却期間内の補助対象プラントであっても、補助金返還等を行わず商用ベースに転用できるように運用を見直し、企業の事業活動に即した形で、補助金対象施設の柔軟な活用を図り、企業の競争力を強化すべきである。具体的には、平成16年6月10日付け平成16・06・10会課第5号通知「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」の「5. 承認申請等の特例」の(2)に開発試作用施設を本来の開発意図に沿った用途に転用する場合を追加し、補助金返還等が生じないようにすべき。</p>	補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて（平成16年6月10日大臣官房会計課通知）	経済産業省	三重県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
375	採石業からの暴力団 排除のための採石法 の改正	採石法に基づく業者から暴力 団を排除できるよう、条例委 任又は法改正による暴力団 排除条項の追加を行うこと。	【支障】各県は暴力団の排除のための施策を総合的に推進しており、各種許認可等からも可能な限り、暴力団を排除している。しかし、採石法第32条に規定する採石業の登録については、同法第32条の4第1項及び第32条の10第1項に暴力団排除規定がないため、暴力団から申請があっても登録を拒否し、又は取り消すことができない状況にあり、現に警察からの通報により暴力団と密接に関係する者が採石業の登録を受けていることが判明した際も登録を取り消すことができず、対応に苦慮した県もある(ある企業に対して、産業廃棄物関係の許可は取り消すことができたが、採石法関係は取り消すことができなかった)。 【改正の必要性】反社会的勢力の中心である暴力団を排除するには、社会全体で取り組む必要があり、犯罪対策関係会議の「『世界一安全な日本』創造戦略」においても、「各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底」が明記されている。このため、採石法を改正し、暴力団排除規定を自治体が設けることができるよう条例委任するか、又は暴力団等の排除規定を法令上の要件として追加することを求める。なお、採石法と同じく業者登録制を採用している割賦販売法においても、暴力団排除条項が設けられている。	採石法第32条の4第1項 及び第32条の10第1項	経済産業省 (資源エネルギー庁)	九州地方知 事会
376	砂利採取業からの暴 力団排除のための砂 利採取法の改正	砂利採取法に基づく業者から 暴力団を排除できるよう、条 例委任又は法改正による暴 力団排除条項の追加を行うこ と。	【支障】各県は暴力団の排除のための施策を総合的に推進しており、各種許認可等からも可能な限り、暴力団を排除している。しかし、砂利採取法第6条に規定する砂利採取業の登録については、同法第6条第1項及び第12条第1項に暴力団排除規定がないため、暴力団から申請があっても登録を拒否し、又は取り消すことができない状況にある。過去において、砂利採取業の登録を受けている者が暴力団関係者と関係がある疑いが出た際に、対応に苦慮した県もある(この経験を踏まえ、ある法については暴力団排除条項を条例で設け、今後同様の事案が生じない措置を講じたが、砂利採取法関係は暴力団排除条項を条例で設けることができなかった)。 【改正の必要性】反社会的勢力の中心である暴力団を排除するには、社会全体で取り組む必要があり、犯罪対策関係会議の「『世界一安全な日本』創造戦略」においても、「各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底」が明記されている。このため、砂利採取法を改正し、暴力団排除規定を自治体が設けることができるよう条例委任するか、又は暴力団等の排除規定を法令上の要件として追加することを求める。なお、砂利採取法と同じく業者登録制を採用している割賦販売法においても、暴力団排除条項が設けられている。	砂利採取法第6条第1項 及び第12条第1項	経済産業省	九州地方知 事会

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
26	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲	地域における関係機関との案件発掘に係る調整 地域資源活用促進法による事業計画認定に係る事務補助金の交付・確定に係る事務の権限移譲	【制度改正の必要性】 事業目的は、中小企業が、地域固有の産業資源を活用し、新事業展開を図ることを支援するものであるため、地方が地域資源の指定から事業計画の認定まで地域の中小企業のニーズの基づききめ細かい支援を行うことが必要である。全国的な視点があるとしても地域振興に関するものであるから、自由度を高めて都道府県に交付すべきである。	中小企業地域資源活用促進法第6条、第7条 小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金(地域産業資源活用支援事業)交付要綱	経済産業省	愛知県
238	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づき、都道府県が指定する地域産業資源について中小企業者が作成する地域産業資源活用事業計画の認定権限及びその支援措置に係る財源を都道府県知事に移譲する。	【制度改正の必要性】 地方が地域の中小企業・経済団体のニーズに基づき、きめ細かい支援を行うことが必要であり、また、地域振興に関するものであることから、個々の地域が有する地域産業資源の強みを生かした事業展開を行うため、都道府県の自由度を高めることが適当と考えられる。 現行では、国の計画承認手続が、概ね7月、10月、2月の年3回とされているが、都道府県が認定を行うことで、必要な時期に必要な回数を実施でき、実効性の高い施策展開ができる。 【財源移譲のスキーム】 計画認定権限と合わせて、地域資源活用新事業展開支援事業補助金及び関係事務費を移譲 (補助金の流れ) 県から中小企業者等へ交付(国は関与しない。) (補助内容) 現行制度並み(補助率2/3, 補助限度額3,000万円) (財源措置) 当面は交付金により措置し、将来的には税源移譲等による一般財源化(全国的視点の担保) 審査会への販路開拓に係る有識者等の活用により、都道府県においても全国的な視点からの計画の認定及び補助金の採択は十分に可能である。 【懸念の解消】 それぞれの地域の資源を活用するという事業の性格上、モデル事業として全国的に普及・拡大していくケースは想定しにくく、国が行うメリットは少ない。一方で、国が画一的な視点で認定を行うことで、地域の実情や課題が十分に反映されないデメリットの方が大きい。	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条 小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金(地域産業資源活用支援事業)交付要綱	経済産業省	広島県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
358	地域産業資源活用事業計画の認定権限の都道府県への移譲	現在、本事業計画は、事業者から、都道府県経由で、経済産業局に申請、経産局等設置の委員会の評価等を経て認定される。この事業認定について、地域の実情及び地域産業資源を熟知している各都道府県(のうち希望する都道府県)に権限を移譲する。	地域産業資源を熟知し、地域の中小企業を間近で支援する各都道府県が認定業務を実施する方が、より適正・効果的に事業認定することが出来る。また、都道府県が認定権限を持つことで、事業者は身近なところで相談が出来、また都道府県も実情を知る事業者に対して細やかな指導が可能となる。さらに、都道府県が実施する個別の企業支援と一体的に中小企業者に対応することで、地域産業の活性化に資するものと考え。	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条	経済産業省	徳島県、兵庫県、鳥取県
472	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への権限移譲	地域資源活用促進法による事業計画の認定業務 小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金の交付に係る事務 について、関東経済産業局及び関東農政局から都道府県へ権限の移譲	計画の認定及び補助金交付に係る事務は、地域産業の振興の観点から重要な業務であるが、現状では、専ら国と事業者が調整しており、県は計画が策定された後に求められる意見書程度しか関与できていない。 その結果、例えば、計画が実行されても、開発された商品が販売に結びつかないケースが散見されている。これは、計画段階における地元での販路の分析や支援体制の構築が不十分であることが原因である。国が現在行っている、人口の多い都心部における販路開拓は、重要であり、今後も継続した支援が必要である。しかし、産地における販路開拓や地元の支援などのバックグラウンドが無いものが、都心部で売れ続けることも難しく、都心と地元における販路開拓支援は、車輪の両輪であり、ともに推進するべきである。そして、現状の方式では、地元の体制づくりが困難であるため、権限と財源の移譲による事業のあり方の見直しを求めるものである。 また、全国的な視点から先進的な事例のみを支援するべきという意見もあるだろうが、地域的なレベル格差があるなかで、全国的には遅れている都道府県であっても、当該地域のなかで先進的なモデル事業を実施している事業者に対しては必要な支援をするべきである。 現状は国が計画を認定し、国が事業者に補助しているが、これを変更し、国が県内の都道府県中小企業センター等の運営管理人に基金を設立し、県が計画を認定し、県が基金を通じて事業者に補助するよう権限と財源の移譲を求めるものである。 なお、国は全国的な視点から評価の準則を定め、県は準則を踏まえながら各県の評価基準を定めることで、広い視野や全国的な視点も踏まえた、事業としての一定の水準を保つ。	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条 小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金交付要綱	経済産業省	神奈川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
594	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づく計画認定権限を支援施策の財源とともに都道府県へ移譲する	<p>地域産業資源活用事業は、①都道府県が地域産業資源を指定、②国が事業計画を認定、③国が補助金等各種支援施策を実施 という事業スキームにより、中小企業による地域産業資源を使った商品開発等を支援することとなっているが、都道府県が行っている中小企業支援と重複し、企業にとって窓口が二つある状態であり、企業が支援制度を選択する際、経済産業局と都道府県の施策双方を検討しなければならないなど障害となっている。</p> <p>中小企業のさらなる躍進を促すため、農林水産物、鉱工業品、観光資源等の地域資源の活用・結集・ブランド化を図るには、その施策の内容を考慮し、地域の実情を把握している都道府県において実施すべきものであるため、②、③も含め、制度全体を都道府県が実施するよう②③の権限および③の財源の移譲(基金化など)を求める。</p> <p>本補助金は26年度は212件(うち京都府内企業8件)が採択されており、制度が変更されているものの、毎年同様の採択規模であることから、全国レベルの先進的なモデルと言うよりも地域の名産品を活かした新製品開発・販路開拓に向けた補助としての側面が強いと言え、地域の企業や産業資源に詳しく、伴走支援が可能な都道府県が当該事業を包括的に担うことが望ましい。</p>	<p>中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律 第4条、第6条、第7条、第13～18条</p> <p>小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金交付要綱</p>	経済産業省	京都府、兵庫県
889	地域資源活用に関する事務・権限の都道府県への移譲	経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、地域資源活用に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。	<p>【制度改正の必要性等】</p> <p>県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。</p> <p>このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。</p> <p>しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。</p> <p>こうしたことから、地域資源活用に関する事務・権限(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条に規定する地域産業資源活用事業計画の認定等)は都道府県に移譲すべきである。</p> <p>また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること)。</p> <p>中小企業経営支援等対策費補助金(伝統的工芸品産業支援補助金) 地域資源活用新事業展開支援事業費補助金 農商工等連携対策支援事業(事業化・市場化支援事業)</p>	<p>経済産業省組織規則第230条35号、第231条19号等</p> <p>中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条、第7条、第15条等</p> <p>地域資源活用新事業展開支援事業費補助金交付要綱等</p>	経済産業省、農林水産省	埼玉県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
947	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づき、都道府県が指定する地域産業資源について中小企業者が作成する地域産業資源活用事業計画の認定権限及びその支援措置に係る財源を都道府県知事に移譲する。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>地方が地域の中小企業・経済団体のニーズに基づき、きめ細かい支援を行うことが必要であり、また、地域振興に関するものであることから、個々の地域が有する地域産業資源の強みを生かした事業展開を行うため、都道府県の自由度を高めることが適当と考えられる。現行では、国の計画承認手続きが、概ね7月、10月、2月の年3回とされているが、都道府県が認定を行うことで、必要な時期に必要な回数を実施でき、実効性の高い施策展開ができる。</p> <p>【懸念の解消】</p> <p>それぞれの地域の資源を活用するという事業の性格上、モデル事業として全国的に普及・拡大していくケースは想定しにくく、国が行うメリットは少ない。一方で、国が画一的な視点で認定を行うことで、地域の実情や課題が十分に反映されないデメリットの方が大きい。</p>	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条 小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金(地域産業資源活用支援事業)交付要綱	経済産業省	中国地方知事会
45	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し	地域産業活性化協議会の関係法令に関わる地方支分部局への意見聴取、協議内容の報告等による事務の迅速化	<p>【支障事例】</p> <p>国との協議や意見の調整に時間を要し、迅速な企業立地の支障となっている。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>地域の特性・強みを活かした企業立地を通じて地域産業の活性化を目指す法律の考え方によれば、都道府県と市町村等が協議して策定する「基本計画」に国の同意を義務付ける必要はない。</p>	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律 第5条 第1項	経済産業省	愛知県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
173	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の規定による、基本計画に係る国の協議、同意の廃止	策定から国との協議や意見の調整、同意までに6か月かかるなど時間を要し、迅速な企業立地の支障となっている。 地域の特性・強みを生かした企業立地を通じて地域産業の活性化を目指すという法の考え方によれば、都道府県と市町村等が協議して策定する「基本計画」に国の同意を義務付ける必要はない。 国の同意が不要となれば、より迅速に企業立地計画・事業高度化計画の認定が可能となり、基本計画の同意まで企業の投資にストップをかけることがなくなる。 都道府県が定める基本計画に係る国の協議、同意を廃止すべき。	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条	経済産業省	鳥取県、大阪府、徳島県
370	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し	法第5条第2項第8号及び第9号に係る部分について、同意協議ではなく事後報告または届出とすること。	【支障】企業立地促進法第5条及び第6条に基づく「基本計画の主務大臣への同意協議」については、これまでに協議の迅速化を図るため、提出書類の簡素化が行われたが、現状においても、基本計画の同意を得るための主務大臣と他省庁間の事前協議に時間を要しており、地域産業活性化協議会での協議期間を含めると、承認までに6か月程度を要する事例がある。初期投資を抑制しようとする企業は、同法に基づく低利子融資等の優遇策の活用が不明なため、法に基づく基本計画が同意(計画の変更を含む)されるまでの間工事着工が出来ず、場合によっては投資計画そのものを見直す必要が生じるなど、長期の協議期間が企業の円滑な事業推進に大きな支障を生じている。特に近年、設備投資を決定してから実行に移すまでのスパンが短い企業が多く、平成25年度には、法に基づく低利子融資活用決定までに数か月を要することがネックとなり、活用を断念した事例もあり、法の目的と実務が乖離している。一連の手続きに時間を要する主な理由のひとつとして、関係省庁との事前協議に多くの時間を要していることが挙げられる。この点については、事前に関係省庁の審査項目を県に示すことにより、事前協議段階で県内部や市町村等関係団体との協議を進めることが可能となり、協議の迅速化に繋がる。 【必要性】関係法令との整合性については、県がその責任において、関係部局との連携を図りながら確認することとし、主務大臣、特に経済産業省以外の関係大臣との同意協議については事後報告又は届出とすることが必要がある。	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に関する法律第5条及び第6条	経済産業省	九州地方知事会

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
474	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し	<p>・企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(以後 企業立地促進法)の第5条2項1号、6号、8号に関する主務大臣との協議及びその同意について廃止し、2項7号、9号については事後報告・届出・通知などとすべき。</p>	<p>企業立地促進法第5条2項の各号の内容について、同法第5条1項に規定されている主務大臣との協議及び同意に、およそ一ヶ月程度の時間を要するため、経済状況に適応した迅速な基本計画の策定の支障となっている。</p> <p>協議会で承認を得ている計画の策定やその変更に対しての事務が煩雑で、時間がかかっている。</p> <p>法第5条規定による計画の策定や法第6条の変更の場合、協議及び同意に向けての段取りとして、まず協議会での承認、県警への法定協議が行われ、関東経済産業局へ事前に案(変更案)を提出。次に案(変更案)に基づき本省協議が行われ、関係各省の事前協議を経て、ようやく正式な変更協議書の提出が可能となる。そこから更に法定協議を経て同意となるが、国から聞いたところ、主務大臣の同意タイミングが月1回程度とのことであり、これでは、タイムリーな計画策定や変更の支障となる。</p> <p>直近の事例では、法第6条の変更についてであるが、平成26年3月に協議会の承認を得たにもかかわらず、定められた国との協議を経たことにより、正式な協議書の提出が平成26年7月になっており、主務大臣の同意は平成26年8月の予定である。この変更内容は、基本計画の中から、市の財団が行っている事業が廃止になったため、計画の記述から削除するものであるが、その程度の変更で半年近くの時間を費やし、協議会の会員である各市町の長を集め、さらに関係省庁数分の大臣の同意を得る必要がある。</p> <p>地方が定め、地方が行う計画であるにもかかわらず、このように主務大臣との協議及び同意を得ることが経済状況に適応した迅速な対応の支障となっている。そのため、協議及び同意を廃止し事後報告・届出・通知等で対応することで良しとすべきである。</p>	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条	経済産業省	神奈川県
593	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し	<p>企業立地促進に関する権限について、同法第5条において都道府県が作成することとされている産業集積に関する基本計画に係る国の同意手続を廃止、簡素化する</p>	<p>計画を策定後、国の各関係省庁における同意の手続に相当の期間(3ヶ月程度)がかかっており、立地企業の産業活動をその間待っていただくなどの支障が生じているところ。</p> <p>なお、義務付け・枠付けの第4次見直しにおいて提出書類の簡素化が行われたが、本手続きにより地域の強みを活かしたスピード感のある産業の発展を阻害することのないよう、国への事前届出とする等、手続期間を短縮することを求めるもの。</p> <p>また、地方分権改革推進委員会第3次勧告においては、同意を要する協議が許容される場合として、「法制度上当然に、国の税制・財政上の特性措置が講じられる計画を策定する場合」が示されているが、本法に基づく国税上の課税の特例、国から補助金(人材育成に関するもの)は平成26年4月から廃止されていることから、国の関与を少なくすることを求めるものであり、国関係機関による確認の機会を、事前届出により担保できると考えている。</p>	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条	経済産業省	京都府、大阪府、鳥取県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
807	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画の策定主体及び大臣協議の見直し	<p>現行、都道府県と市町村が共同して基本計画を策定することとなっているが、「市町村のみで策定」できることとする</p> <p>基本計画の対象地区が一つの都道府県内に留まる場合(全域にわたる場合を除く)には、法第5条第1項に定める「主務大臣への協議(同意)」は、「知事への協議(同意)及び国への報告」でよいとすること。</p>	<p>【現行】 同法に基づく同意を得るには、必ず都道府県と市町村が共同して基本計画を策定し、関係省庁へ協議を行うこととなっている。</p> <p>【支障事例】 現在、対象エリアが一つの市町村内に留まる場合など、必ずしも都道府県と市町村が共同して計画を策定する必要がない場合にも、共同策定が義務付けられているため、国提出の前段階において都道府県と市町村の間で共同策定のための事前調整を実施している。事前調整には、地域産業活性化協議会の開催も含め、概ね6ヶ月の期間を要している。(県の大規模プロジェクトにより企業集積を推進している地区など、必要であれば共同策定するので、一律の義務付けは必要ない)</p> <p>また、関係省庁が複数に渡るため、事前協議(調整)等に時間を要し、同意までに2~3月間の時間がかかる。</p> <p>【制度改正の必要性】 基本計画は、国の定める基本方針に基づき、地元の産業関係機関で構成する地域産業活性化協議会(法第7条)における協議を経て策定されるものであるため、この手続に沿う限り、市町村主体の計画策定も認めるべきである。また、基本計画の対象地区が都道府県内に留まる限り、国の同意を得ることを義務付ける必要はない。</p> <p>なお、課税の特例、農地法等の処分に係る配慮等を行うに当たって国が支援対象の取組を把握し、支援を行う妥当性等の判断を可能にするためには、国への事前調整等の実施や、国において事前に必要な確認事項を示し、それを受けて都道府県が確認することで足りる。</p>	企業立地促進法第5条第1項	経済産業省	兵庫県、大阪府、鳥取県、徳島県
962	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の規定による、基本計画に係る国の協議、同意の廃止	都道府県が定める基本計画に係る国の協議、同意を廃止すべき。 国との協議や意見の調整に6か月かかるなど時間を要し、迅速な企業立地の支障となっている。 地域の特性・強みを生かした企業立地を通じて地域産業の活性化を目指すという法の考え方によれば、都道府県と市町村等が協議して策定する「基本計画」に国の同意を義務付ける必要はない。	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条	経済産業省	中国地方知事会

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
366	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限の町村への移譲	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定主体への「町村」の追加を行う。	<p>【制度改正要望の経緯・必要性】 工場立地法上の特定工場の新設等の届出に係る基準面積の条例制定については、工場立地法第4条の2第1項により都道府県が、第2項により基礎自治体である政令指定都市、市は行うことが可能であるが、町村については、法令上、権限がない。 市までは移譲済みであるところ、町村だけを除外する理由に乏しい。また町村の判断による条件の緩和により企業誘致につながるメリットもある。 なお、工場立地法の規定により、緑地面積率等に係る地域準則の策定の事務は、「都道府県の条例で定めることとされている事務」であるため、特例条例による町村への移譲はできない（県の条例でのみ定めることができる事務）。</p> <p>【具体的支障事例】 本県では企業立地促進法の集積区域以外の区域や住宅地や学校のまわりに工場立地法の特定工場が立地している町村もあり、企業立地促進法による特例も適用できず、町村独自の企業誘致等の取組に支障がある状況である。</p> <p>【課題の解消策】 このため、工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定主体への「町村」の追加を求める。</p>	工場立地法第4条の2	経済産業省	広島県
715	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限の希望町村への移譲	工場立地法に規定する緑地面積率等の規制緩和に関する地域準則の制定権限を、都道府県から希望する町村に移譲する。	<p>【支障事例】当町に唯一存在する工業団地「新潟東港工業地帯」は概ね分譲済みであり、隣接地に事業用地を求めることが困難な状況。今後同工業団地において更なる事業拡大を望む特定工場に対する行政側の支援策としては、緑地面積率の緩和による支援が考えられるが、工場立地法の地域準則制定に係る事務権限は都道府県が有しているため、町村における準則制定はできない。 緑地面積率については、企業立地促進法第10条の規定により特例措置を実施する手法もあるが、同法の実施要領においては、第10条に規定する工場立地法の特例措置が実施された場合、相当程度の効果が見込まれるものとされている。しかし、今後同工業団地の拡張計画はないため、今後見込まれる投資は、既立地企業の同一敷地内での事業拡大に伴う設備投資が主となることが想定でき、相当程度の企業立地や雇用拡大を伴うものではないと考える。以上のことから、同工業団地を企業立地基本計画上の重点促進区域に指定し、緑地面積率の緩和を図ることは不適當であると考え。</p> <p>【制度の必要性】今後の産業振興・企業立地支援施策として工場立地法の緑地面積率等に関する特例を実施する際は、企業立地促進法よりも、環境保全を図りつつ適正に工場立地が行われるようにすることを目的とする工場立地法の主旨のもと、工場立地法における地域準則の制定による特例措置を行うことが適当と考える。 また、移譲が実現した際には、環境保全を図りつつ周囲の環境と調和の取れる範囲で積極的な企業支援施策を図ることで、より地域の自主性を発揮することができる。</p>	工場立地法第4条の2	経済産業省	聖籠町

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
963	工場立地法第4条の2 の緑地面積率等に係 る地域準則の条例制 定権限の町村への移 譲	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定主体への「町村」の追加を行う。	<p>【制度改正要望の経緯・必要性】</p> <p>工場立地法上の特定工場の新設等の届出に係る基準面積の条例制定については、工場立地法第4条の2第1項により都道府県が、第2項により基礎自治体である政令指定都市、市は行うことが可能であるが、町村については、法令上、権限がない。市までは移譲済みであるところ、町村だけを除外する理由に乏しい。また町村の判断による条件の緩和により企業誘致につながるメリットもある。</p> <p>なお、工場立地法の規定により、緑地面積率等に係る地域準則の策定の事務は、「都道府県の条例で定めることとされている事務」であるため、特例条例による町村への移譲はできない(県の条例でのみ定めることができる事務)。</p> <p>【具体的支障事例】</p> <p>本県では企業立地促進法の集積区域以外の区域や住宅地や学校のまわりに工場立地法の特定工場が立地している町村もあり、企業立地促進法による特例も適用できず、町村独自の企業誘致等の取組に支障がある状況である。</p> <p>【課題の解消策】</p> <p>このため、工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定主体への「町村」の追加を求める。</p>	工場立地法第4条の2	経済産業省	中国地方知事会
857	工場立地法に基づく 緑地面積に係る変更 届出に関する規制緩和	<p>一定面積以上の緑地を整備している場合であって、緑地の移設(新たな設備投資に伴う緑地の削減も含む。)に伴う緑地面積の減少が一定割合以下である場合(周辺地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがない場合に限る。)は、軽微な変更に限る。)は、軽微な変更に限る。)として変更届出の対象から除外する。</p> <p>なお、緑地整備の適切な推進を図り、周辺地域の生活環境を保持する観点から、既整備緑地面積の大きさ要件、減少面積率の要件については、都市計画法上の用途地域等に照らし、地域区分ごとに設定する(国の助言に基づき、県又は市が独自に設定できるようにする)。</p>	<p>工場立地法では一定規模以上の工場に対して、敷地面積に対して国が定める比率(県又は市が別途定める場合はその比率)以上の緑地を整備することが義務付けられており、現在、軽微な変更にあたるものとして、変更届出の対象から除外されているのは次の場合のみである。</p> <p>①周辺地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがない場合であって、緑地の移設により緑地面積が減少しない場合、</p> <p>②保安上その他やむを得ない事由により速やかに削減する必要がある場合であって、減少する緑地面積が10㎡以下の場合</p> <p>本法の規制趣旨が地域の生活環境との調和であることを踏まえると、大規模な緑地が整備されている工場や周辺に住居がない森林に囲まれた工場などに対しても一律に取り扱う現在の規定は過剰な規制となっている。</p> <p>工場立地法に基づく特定工場を設置する企業に対し、事務手続きを簡素化することによって新たな設備投資の円滑化を図ることができる。</p> <p>また、同時に行政の事務コストを削減することができる。</p> <p>(具体的事例は別紙のとおり)</p>	工場立地法第8条第1 項、同法施行規則第9条	経済産業省	愛媛県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
374	農村地域工業等導入 促進法の適用人口要 件の緩和	人口20万人以上の市は農村 地域工業等導入促進法の農 村地域に該当しないとして適 用から除外されるが、市町村 合併によって人口が20万人 以上となった市については、 合併前の市の人口をもって農 工法の対象とするように適用 要件を緩和すること。	【支障】企業誘致は地域経済の振興、雇用創出効果が期待できる即効性の高い施策であり、 地方への企業誘致を進めるには、その受け皿となる工業団地の整備は不可欠なものとなって いる。提案県にあるA市は、農村地域工業等導入促進法の農村地域として工業団地を整備し 企業誘致を進めてきたが、平成17年に周辺町村(農村地域)との合併によって市の人口が2 0万人以上となったため農工法の適用要件から除外されることになった。しかし、合併によっ て人口規模が増加しても、A市の財政力指数が高くなるものではなく、農業振興地域、山村振 興地域、過疎地域を有し、工業等の導入による雇用創出が必要な農村地域であるという実態 は何ら変わりはないことから、地域振興に支障が生じている。 【改正の必要性】農業と工業等の均衡ある発展を図るために、例えば市の人口規模は合併前 の旧市町村単位で適用する(過疎法では、市町村合併に伴い人口が増加した自治体におい ても、合併前の旧市町村単位で適用を判断している)など、人口要件を緩和すること。	農村地域工業等導入促進 法第2条第1項本文カッコ 書き 同法施行令第3条第4号 ア	農林水産省、 厚生労働省、 経済産業省、 国土交通省	九州地方知 事会
884	第一種フロン類充填 回収業者の登録等に 係る指定都市への権 限移譲	都道府県知事が行う第一種 フロン類充填回収業者の登録 等の権限を指定都市市長に 移譲する。 この際、業者の不利益を回避 するため、指定都市市長が登 録した業者が、その業務を行 える区域は、指定都市市域 内に限るのではなく、都道府 県域全体となるよう制度改正 を行う。	【制度改正による効果】 フロン回収破壊法の改正により、第一種特定製品の管理者に対する都道府県知事の指導・ 助言等の権限が定められ、フロン使用製品の使用から廃棄に至る一連の過程における適正 な管理に関する法制度が整えられた。 基礎自治体である指定都市は、大気汚染防止法、騒音規制法等に基づく工場・事業場への 立ち入りや、住民からの苦情申し出による法令に基づかない立ち入り指導を日常的に行っ ているが、これらの工場・事業場には第一種特定製品を設置しているものも多い。 第一種フロン類充填回収業者の登録、指導等の権限と第一種特定製品管理者に対する指導・ 助言等の権限を併せて指定都市に移譲することで、他法令に基づく事業者の立入・指導と併 せて、フロン類の適正な管理に関する指導が可能となり、より効率的かつ効果的である。 【権限移譲について懸念される事項】 第一種フロン類充填回収業者の多くは、その活動の範囲が市域内にとどまらないものが多 い。そのため、事業者の負担が過大とならないよう、指定都市市長への登録を行った業者 は、都道府県知事が登録を行った業者同様、当該都道府県域全体で業務を行うことができる よう、措置を講ずる必要がある。 【平成25年12月20日閣議決定との関係】 地方制度調査会の答申を受けて、当該権限の指定都市への移譲を議論した際には、「仮に、 第一種フロン類回収業者に係る権限を新たに保健所設置市又は特別区に付与することにな れば、…登録手続きや登録手数料等の負担が上乗せされることとなるため、事業者の理解 を得ることが困難である」との理由を掲げていることから、業者の不利益を回避するための解 決方法も併せて提案する。	フロン類の使用の合理化 及び管理の適正化に関す る法律第27条～第35条	経済産業省、 環境省	広島市

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
424	工業用水の用途拡大 に関する規制緩和	経済産業省通達にて規定されている工業用水道からの雑用水の供給条件の緩和や手続の簡素化、工業用水道事業法で規定されている供給対象業種及び供給方法の拡大及び河川法で規定されている水利権の弾力的な運用を実現すること	<p>【支障】工業用水の需要が漸減し、施設能力と水需要の乖離が拡大している中、工業用水及び雑用水の供給拡大を検討している工業用水道事業者にとっては、通達及び法に規定されている供給条件(供給区域、供給対象)や手続が供給拡大の支障になっている。なお、具体的な支障例として想定されるものとしては次のようなものがある。</p> <p>植物工場等への給水が工業用水では不可(植物工場は、日本標準産業分類上においては「農業」と定義されるため)。</p> <p>工業用水は、工業用水道事業法第2条第3項で、導管による(製造業への)給水を定めていることから、船舶(タンカー)による国内外への輸送等に対応できない。</p> <p>雑用水や大規模災害時の他用途利用(消防利水、飲用等生活用水への一時的な利用)等に伴う水利権上の制約(本来的には、雑用水等の供給は工業用水の目的外使用となるため弾力的な運用が必要)。</p> <p>【制度改正の必要性】工業用水の未利用水を幅広く活用することは、工業用水道事業の経営改善のみならず、国内外の水資源に関する課題に対応できることから、農業用水、都市活動用水や海外での産業用水など、工業の垣根を越えた幅広い産業への活用や環境用水などの多様な水需要に対応できるよう、雑用水の供給要件緩和や手続の簡素化、工業用水道事業法の適用範囲の拡大、水利権等の弾力的な運用といった規制緩和が必要である。</p>	工業用水道事業法第2条 河川法第23条	経済産業省、 国土交通省	熊本県、福岡 県
64	特定家庭用機器再商品 品化法に基づく権限 の広域連合への移譲	特定家庭用機器再商品化法に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	特定家庭用機器再商品化 法第15条,第16条,第27条, 第28条,第52条,第53条	経済産業省、 環境省	関西広域連 合

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
154	特定家庭用機器再商品化法に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	特定家庭用機器再商品化法に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。 なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手挙げ方式とする。 権限の移譲を受けた都道府県は、地方自治法に基づく事務処理特例条例により、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲するものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。 そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、報告・立入のほか、指導・助言等の事務・権限を一体的に都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。 その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	特定家庭用機器再商品化法第14～16条、第27～28条、第47条、第52～53条	経済産業省、 環境省	鳥取県
772	特定家庭用機器再商品化法に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への家電リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への勧告、命令	【現行】 現在、一の都道府県内にのみに事務所がある小売業者はもとより、複数府県にまたがって事務所を有する小売業者に対する権限は都道府県には付与されていない。 【支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。) 【移譲による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。 なお、これらの権限の移譲により、全国規模の大手量販店の立入が可能となり、引取義務、引渡義務について、小規模店舗と足並みをそろえた指導が可能となる。	特定家庭用機器再商品化法第15条、第16条、第52条、第53条	経済産業省、 環境省	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
773	容器包装に係る分別 収集及び再商品化の 促進等に関する法律 に基づく権限の都道 府県への移譲	事業者等の各都道府県内事 務所への容器包装リサイクル 法に基づく立入検査、報告徴 収等以下の権限を、必要とな る人員、財源とともに、国から 都道府県へ移譲すること。 (大臣・知事の並行権限とす る) 事業者等への立入検査、報 告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への勧告、公表、命 令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業 者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼 しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実 効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握でき ない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念 し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限 についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関す る法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能 となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすること で、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調 整することで、統一的な運用を担保できるようにする。	容器包装に係る分別収集 及び再商品化の促進等 に関する法律第19条、第20 条、第39条、第40条	環境省、経済 産業省、農林 水産省、厚生 労働省、財務 省	兵庫県、和歌 山県、鳥取 県、徳島県
974	容器包装に係る分別 収集及び再商品化の 促進等に関する法律 に基づく権限の広域 連合への移譲	容器包装に係る分別収集及 び再商品化の促進等に関する 法律に基づく報告・立入検 査・指導・助言および勧告・命 令に係る事務・権限の広域連 合への移譲を求める(事業所 が複数ある場合はそのすべ てが広域連合の区域内にあ る場合に限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責 任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況 にある。 事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲すること により、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が 可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	容器包装に係る分別収集 及び再商品化の促進等 に関する法律第7条の5、第 7条の7、第19条、第20条、第 39条、第40条	環境省、経済 産業省、農林 水産省、厚生 労働省、財務 省	関西広域連 合

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
978	容器包装に係る分別 収集及び再商品化の 促進等に関する法律 に基づく報告・立入 検査・勧告・命令に係る 事務・権限の移譲	容器包装に係る分別収集及 び再商品化の促進等に関する 法律に基づく国の報告・立 入検査・勧告・命令に係る事 務・権限を都道府県へ移譲す る。 なお、各自治体、地域の状況 は様々であることから希望す る都道府県の手上げ方式と する。 権限の移譲を受けた都道府 県は、希望する市町村に一 般廃棄物処理関係の権限を 移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が 実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連 の施策としての連携が取りにくい状況にある。 また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。 そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市 町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。 その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要 である。	容器包装に係る分別収集 及び再商品化の促進等 に関する法律第7条の5、第 19～20条、第39～40条	環境省、経済 産業省、農林 水産省、厚生 労働省、財務 省	鳥取県
774	使用済小型電子機器 等の再資源化の促進 に関する法律に基づく 権限の都道府県への 移譲	事業者等の各都道府県内事 務所への小型家電リサイクル 法に基づく立入検査、報告徴 収等以下の権限を、必要とな る人員、財源とともに、国から 都道府県へ移譲すること。 (大臣・知事の並行権限とす る) 事業者等への立入検査、報 告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への勧告、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業 者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼 しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実 効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握でき ない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念 し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限 についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関す る法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能 となり、事業者への統一した指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすること で、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調 整することで、統一した運用を担保できるようにする。	使用済小型電子機器等の 再資源化の促進に関する 法律第15条、第16条、第 17条	環境省、経済 産業省	兵庫県、和歌 山県、鳥取 県、徳島県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
977	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく報告・立入検査および指導・助言に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第15条から第17条	環境省、経済産業省	関西広域連合
981	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。 なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。 権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。 そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。 その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第15条～第17条	環境省、経済産業省	鳥取県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
775	食品循環資源の再生 利用等に基づく権限の 都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事 務所への食品リサイクル法に 基づく立入検査、報告徴収等 以下の権限を、必要となる人 員、財源とともに、国から都道 府県へ移譲すること。(大臣・ 知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報 告徴収 事業者等への指導、公表、助 言 事業者等への勧告、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業 者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼 しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実 効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握でき ない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念 し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限 についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関す る法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能 となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすること で、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調 整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大 臣が行うこととする。	食品循環資源の再生利用 等の促進に関する法律第 8条、第10条、第24条	農林水産省、 環境省、経済 産業省、国土 交通省、財務 省、厚生労働 省	兵庫県、和歌 山県、鳥取 県、徳島県
975	食品循環資源の再生 利用等の促進に関する 法律に基づく権限の 広域連合への移譲	食品循環資源の再生利用等 の促進に関する法律に基づく 報告・立入検査・指導・助言 および勧告・命令に係る事 務・権限の広域連合への移 譲を求める(事業所が複数あ る場合はそのすべてが広域 連合の区域内にある場合に 限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の 責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状 況にある。 事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲すること により、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携 が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	食品循環資源の再生利用 等の促進に関する法律第 8条、第10条、第24条第1項 から第3項	農林水産省、 環境省、経済 産業省、国土 交通省、財務 省、厚生労働 省	関西広域連 合

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
979	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。 なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。 権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。 そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。 その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第24条	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	鳥取県
776	資源有効利用促進法に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への資源有効利用促進法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。 (大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への勧告、公表、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。 なお、指定表示事業者に対して、県独自の表示を勧告、公表、命令するものではない。	資源有効利用促進法第11条、第13条、第16条、第17条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条、第32条、第33条、第35条、第36条、第37条	経済産業省、環境省、財務省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省	兵庫県、徳島県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
976	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	使用済自動車の再資源化等に関する法律第37条、第38条、第130条第3項、第131条第2項	経済産業省、環境省	関西広域連合
980	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。 なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。 権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。 そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。 その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	使用済自動車の再資源化等に関する法律第24条、第26条、第37～38条、第90条、第130～131条	経済産業省、環境省	鳥取県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
22	産業クラスターの支援に関する事務の都道府県への移譲	「新産業集積創出基盤構築支援事業」の委託先の選定事務等の権限及び財源の移譲	【制度改正の必要性】 次世代成長産業の育成・振興施策、地域産業の振興については、一定の集積地域が存在する地点を中核として実施する必要があることから、全国的な視点が必要であるとしても、地方が実施することが必要である。よって、産業クラスター集積促進の事業については、自由度を高めて都道府県に移譲すべきである。	新産業集積創出基盤構築支援事業委託要綱	経済産業省	愛知県
24	ものづくり高度化支援に関する事務の都道府県への移譲	研究開発計画の認定業務(申請受付、認定、計画変更対応等) 「戦略的基盤技術高度化支援事業」執行業務(公募/採択、契約、事業管理、確定等) 「戦略的基盤技術高度化支援事業」等のフォローアップ及び成果普及 地域中小企業者及び関係者を対象とした「中小ものづくり高度化法」や「戦略的基盤技術高度化支援事業」への改善要望受付や相談業務等の権限移譲	【制度改正の必要性】 平成26年2月には、最新技術の動向を踏まえ、健康・医療・環境・エネルギーなど需要側産業の視点に立った「特定ものづくり基盤技術高度化指針」に改正されたところであるが、地場産業振興、地域資源の活用など、地域振興の視点が欠けている。そこで、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の目的に「地域振興」を加え、都道府県に権限を移譲して、地域のニーズに合った事業を実施すべきである。	中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第4条、第5条 戦略的基盤技術高度化支援事業公募要領・交付金交付要綱	経済産業省	愛知県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
471	ものづくり高度化支援に関する事務の都道府県への権限移譲	「中小ものづくり高度化法」や「戦略的基盤技術高度化支援事業」への改善要望受付や相談 「中小ものづくり高度化法」における研究開発計画の認定	ものづくり中小企業への支援策については、地方でも地域の実態に合わせて行っているところである。地方で実施している施策との乖離や補助の重複などが生じる可能性がある。「中小ものづくり高度化法」における研究開発計画の認定業務等を移譲することで、地域の特長や都道府県で既に実施している産業活性化施策との整合性を図ることができる。	中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律 第4条第3項、第5条第2項、同条第3項、第11条から第13条	経済産業省	神奈川県
886	革新的なものづくりにチャレンジするための試作品開発・設備投資などの技術開発支援に関する事務・権限の都道府県への移譲	経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、革新的なものづくりにチャレンジするための試作品開発・設備投資などの技術開発支援に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。	【制度改正の必要性等】 県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。 このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。 しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。 こうしたことから、革新的なものづくりにチャレンジするための試作品開発・設備投資などの技術開発支援に関する事務・権限(中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第4条第1項に規定する特定研究開発等計画等の認定等)を都道府県に移譲すべきである。 また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること)。 戦略的基盤技術高度化支援事業(サポーティング・インダストリー) 課題解決型医療機器の開発・改良に向けた病院・企業間の連携支援 地域中小企業知的財産戦略支援事業費補助金 ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金(ものづくり補助金) ものづくり・商業・サービス補助金	経済産業省組織規則第230条35、36号、第231条18号 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第4条第1項、第5条第1、2項、12条 平成25年度補正 中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業(第1次公募要領)ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金交付要綱 戦略的基盤技術高度化支援事業補助金要綱等	経済産業省	埼玉県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
25	新連携支援に関する 事務の都道府県への 移譲	地域における関係機関との 案件発掘等に係る調整 新事業活動促進法による事 業計画認定・承認に係る事務 補助金の交付・確定に係る事 務の権限移譲	【制度改正の必要性】 事業の目的が、分野を異にする事業者が有機的に連携し、その経営資源を有効に組み合わせ て、新事業活動を行うことにより新たな事業分野の開拓を図ることであることから、地方が 地域の中小企業のニーズに基づき細かい支援を行うことが必要である。全国的な視点がある としても地域振興に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべきで ある。	中小企業の新たな事業活 動の促進に関する法律第 11条、第12条 中小企業・小規模事業者 連携促進支援補助金(新 連携支援事業)要綱	経済産業省	愛知県
27	農商工連携に関する 事務の都道府県への 移譲	地域における関係機関との 案件発掘等に係る調整 農商工等連携促進法による 事業計画認定・承認に係る事 務 補助金の交付・確定に係る事 務の権限移譲	【制度改正の必要性】 事業の目的が、農林漁業者と商工業者等が通常の商取引関係を超えて協力し、お互いの強 みを活かして新商品・新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行うことであることか ら、地方が地域の中小企業のニーズに基づき細かい支援を行うことが必要である。全国 的な視点があるとしても地域振興に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に 交付すべきである。	中小企業者と農林漁業者 との連携による事業活動 の促進に関する法律第4 条、第5条 中小企業・小規模事業者 連携促進支援補助金 農 商工等連携対策支援事業 要綱	経済産業省、 農林水産省	愛知県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
851	農工商等連携促進法に基づく計画認定等の事務及び財源の都道府県への移譲	農工商連携の促進及び地域の実情や事業者等のニーズを踏まえた支援を行うため、現在、国が行っている事業計画の認定や補助金の採択の権限及び財源を地方へ移譲する。	農工商連携は、異なる産業間の連携により新たなビジネスチャンスに取り組むものであり、これまでの相談事例からも、事業展開の初期段階から支援することが必要である。しかしながら、国の事業計画認定においては、新商品の開発等が完成品に近い段階まで進んでいることなどが要件となっているとともに、地域性や事業者のニーズ等が考慮することなく全国一律に評価していることから、事業者が申請を断念するケースが散見される。全国を見据えた視点についても、現地、連携体の現状を把握している県などの地域行政の判断(審査会等や専門家の意見照会等)が必要である。認定要件「新商品(新規性)」「有機的連携」「経済資源の有効活用」の審査については、農工商連携ファンド事業等においても判断基準としており、県段階で情報を有していることから、県段階で審査実施することで情報の精度が高まる。認定件数が年間0件の都道府県は、現場での事業推進、認識等の低さ等問題を抱えている背景もあり、県に計画認定や補助金採択の権限を移管することで、連携事業者の掘り起し等につなげることができる。(参考)認定数H26.2.3現在 全国 計画認定626件、都道府県平均13.3件(愛媛県18件)、最少認定4件(佐賀県、長崎県)、最多認定 45件(愛知県)愛媛県内計画認定者のうち、補助事業者実施 11/18件年度別 農工商等連携事業認定数H20(176件)、H21(184件)、H22(65件)、H23(60件)、H24(60件)、H25(67件)農工商連携ファンドや6次産業化事業の採択が増加しているのに対し、減少している。地域とのつながりや事業PRが弱い。県等が実施している農工商連携の促進に向けた各種支援事業との一体的な実施が可能となり、より効果的な支援につながる。	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条	経済産業省、農林水産省	愛媛県
982	農工商等連携促進法による事業計画の認定権限等の都道府県への移譲	農工商等連携促進法による事業計画の認定業務 中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金の交付に係る事務 について、関東経済産業局及び関東農政局から都道府県へ権限の移譲	計画の認定及び補助金交付に係る事務は、地域産業の振興の観点から重要な業務であるが、現状では、専ら国と事業者が調整しており、県は計画が策定された後に求められる意見書程度しか関与できていない。その結果、例えば、計画が実行されても、開発された商品が販売に結びつかないケースが散見されている。これは、計画段階における地元での販路の分析や支援体制の構築が不十分であることが原因である。国が現在行っている、人口の多い都心部における販路開拓は、重要であり、今後も継続した支援が必要である。しかし、産地における販路開拓や地元の支援などのバックグラウンドが無いものが、都心部で売れ続けることも難しく、都心と地元における販路開拓支援は、車輪の両輪であり、ともに推進するべきである。そして、現状の方式では、地元の体制づくりが困難であるため、権限と財源の移譲による事業のあり方の見直しを求めるものである。また、全国的な視点から先進的な事例のみを支援するべきという意見もあるだろうが、地域的なレベル格差があるなかで、全国的には遅れている都道府県であっても、当該地域のなかで先進的なモデル事業を実施している事業者に対しては必要な支援をするべきである。現状は国が計画を認定し、国が事業者に補助しているが、これを変更し、国が県内の都道府県中小企業センター等の運営管理法人に基金を設立し、県が計画を認定し、県が基金を通じて事業者に補助するよう権限と財源の移譲を求めるものである。なお、国は全国的な視点から評価の準則を定め、県は準則を踏まえながら各県の評価基準を定めることで、広い視野や全国的な視点も踏まえた、事業としての一定の水準を保つ。	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条	経済産業省、農林水産省	神奈川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
28	中小企業再生支援に関する事務等の都道府県への移譲	支援業務を行う認定支援機関(中小企業再生支援協議会等)の業務運営の適正化や監督業務の権限移譲	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>25年3月の中小企業金融円滑化法の終了を踏まえ、今後、地域における中小企業の経営改善・事業再生・業種転換等の支援の重要性が高まるものと考えており、地方自治体に権限移譲することで、より一層実効性のある施策展開が図られるため。(ただし財源付与を条件とする)</p> <p>また、下記の理由等から25年6月の全国知事会でも地方自治体への移譲を求めている。「国の支援基準に沿って再生支援を行うことから地域ごとに異なる運用となる余地はほとんどないこと」、「知見の集約や情報共有は国でなくても十分可能であること」、「債権者として直接貸付や債務保証をしていることから債権放棄には利益相反を生じることにもなるが、債権放棄は適正な手続きがあれば地方自治体としても対応せざるを得ず、地方自治体が行う認定支援機関の認定や監督には影響がないこと」</p>	産業競争力強化法第127条、第128条	経済産業省(中小企業庁)	愛知県
768	中小企業再生支援に関する事務の都道府県への移譲	中小企業再生支援に関する、支援業務を行う認定支援機関(中小企業再生支援協議会等)の業務運営の適正化や監督、中小企業承継事業再生計画(第二会社方式)の認定について、必要となる人員、財源とともに、中小企業庁(経済産業局)から各都道府県へ移譲すること。	<p>【現行】</p> <p>平成18年度から中小企業支援の業務については移譲が進められたところであるが、再生支援については中小企業再生支援協議会等(本県・神戸商工会議所)への国の関与が残った状況にある。</p> <p>【支障事例・制度改正の必要性】</p> <p>見直し方針を受けて同法に基づいて定められた指針において、再生支援の体制構築のために、①国は地方公共団体等との連携体制の構築に努め、②地方公共団体は認定支援機関の事業の適切な運営に向け、人材の確保に努めるとともに、助言・支援等を行うとされているものの、プロダクトマネージャー等の人選において、金融機関出身者等直接利害関係のある人物が選ばれることもあり、相談者が安心して相談できる体制の構築の面での支障が懸念されるなど、県の方針と必ずしも一致しない。</p> <p>業種・企業形態も多種多様であるとともに地域性も強い中小企業の再生支援にきめ細かく対応していくためには、権限移譲を行い、都道府県が主体的に取り組む体制構築の必要がある。</p> <p>各都道府県が中小企業支援センター等を中心に整備した支援体制において、再生支援は不可欠であり、国の関与が残っていることは、プロダクトマネージャー等について地域ニーズに合っている人選ができていない等の課題もあり、少なくとも地域で中小企業支援を実施している都道府県の意見を反映させるべきと考えられる。</p> <p>【改正による効果】</p> <p>中小企業を創業、成長支援、経営革新等から再生まで一貫して支援するという観点から見ると、再生支援業務のみ国の役割とするのは不合理であり、国施策と絡む支援内容については国と連携して、地域の中小企業の実態を把握している都道府県が実施すれば、国が直接実施するよりも、より効果的な支援が可能となると考えられる。</p> <p>兵庫県においては、(公財)ひょうご産業活性化センターを中核機関として県内の支援機関(19)と金融機関・大学等の連携団体(29)と「中小企業支援ネットひょうご」を構築しており、再生支援業務が県に移譲されれば、県内支援機関等との連携が密になることから、他の経営支援、雇用支援との一体的な運用や財源の有効活用が可能となり、ワンストップ総合支援体制が強化される。</p>	中小企業基本法第24条第4項、産業競争力強化法第127条	経済産業省(中小企業庁)	兵庫県、京都府、和歌山県、徳島県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
496	産業財産権に関する 確認事務(中小企業に 対する特許料軽減申 請の受付と確認書受 付)の都道府県への権 限移譲	特許料又は審査請求料の軽減措置を受けようとする一定要件に該当する中小企業や公設試験研究機関(地方公共団体に設置される機関)からの事前相談の対応をはじめ、提出された軽減申請の内容(要件)について確認(不備がある場合の訂正等の対応を含む)、申請者への軽減対象者である旨の確認書の交付	当該事務は、「産業技術力の強化を図る」という趣旨のもと定められているが、産業技術力の強化は地域ごとに図るべきものであることから考えると、本県での特許料の納付猶予等の事務についても、地域の財力等に応じた事務を行った方が、事務の効率化が図られ、かつ、相談等に係る移動時間の短縮につながるものと考ええる。	産業競争力強化法第75条	経済産業省	神奈川県
29	地域商店街活性化に 関する事務の都道府 県への移譲	「地域商店街活性化に関する法律」の業務のうち、「地域コミュニティの担い手」として行う、「商店街活性化や支援に関する事務」の権限移譲	【制度改正の必要性】 本県は毎年180近い商店街等に対して各種支援を行い、商店街等の現状を熟知している。本県が当該事務の実施主体となることにより、県の持つ情報やネットワークを活用した円滑で効果的な事業計画及び執行を行うことができる。	商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律 第4条から第7条及び第12条、第13条 地域商業自立促進事業要綱	経済産業省	愛知県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
638	地域商店街活性化法に基づく商店街活性化事業計画の認定事務の権限委譲	地域商店街活性化法に基づき商店街振興組合等が作成する商店街活性化事業計画の認定権限を都道府県に移譲する。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>地域商店街活性化法第4条において、商店街活性化事業を行おうとする商店街振興組合等は、作成した商店街活性化事業計画について経済産業大臣の認定を受けることができることとされている。</p> <p>同法第11条により、国は商店街活性化事業の促進を図るため必要な支援を行うこととしており、国においては地域商店街への補助事業を各種実施しており、上記の計画認定を受けた事業には補助率の高上げも行っている。</p> <p>申請については、申請者(商店街)が直接国(経済産業局)へ計画書等を提出し両方で内容を調整するため、県には、計画の最終案について意見照会がされるのみである。</p> <p>商店街活性化に関する事務は地域の実情に応じた視点が必要であり、都道府県において認定事務を行うことにより、市町村や都道府県が実施する事業と横断的な連携を図るなど、計画実施の支援を進めることができ、商店街の活性化を図ることが可能となる。</p>	商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第4条、第11条	経済産業省	長崎県
668	地域商店街活性化地域振興に資する事務の希望市町村への移譲	国が公募する補助事業の中で地域振興に資するものは、希望する指定都市など地域に最も身近な基礎自治体に移譲すべきである。	<p>これまで国が実施していた施策の中でも、商店街の各種事業に対する補助(地域商業自立促進事業など、地域振興に資する支援事業については、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要であると考えます。地域の特性に精通している基礎自治体が、それら事業を具体的な施策として設計・運用する制度への変更、及びそれに伴う必要な財源措置(交付金)を講じて頂きたい。</p> <p>工事内容に変更があった場合等、申請者である商店街は不慣れで説明資料の作成等の書類作成が困難なことが多く、地域の実情や工事内容を理解している地方自治体職員に問い合わせが入る場合があります。</p> <p>希望する基礎自治体に、地域振興に資する国の補助金の予算が配分され、移譲される権限と財源をもとに制度設計や運用をできるようになれば、地域の実情に合わせて、基礎自治体が既存施策と一体的に中小企業振興に取り組むことができ、中小企業に対してタイムリーかつ分かりやすい施策案内・活用を促すことが可能となります。</p> <p>地域商店街等に身近な基礎自治体を実施することにより、地域商店街の一層の活性化に加えて、全国レベルのモデルとして国内に波及できるような取り組みとなることも期待できます。</p> <p>また、地域振興に資する補助金の中でも、全国的な視点のもと国が実施する必要があるものについては、運用面で基礎自治体により関与できるような仕組みができれば、より実効的な制度になると考えます。</p>	商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第11条 地域商業自立促進事業費補助金交付要綱	経済産業省 (中小企業庁)	堺市

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
764	地域商店街活性化法に関する認定事務及び地域商業自立促進事業の補助金交付事務の都道府県への移譲	地域商店街活性化法による商店街活性化事業計画・商店街活性化支援事業計画の認定事務及び地域商業自立促進事業費補助金の交付事務を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ、移譲すること。	<p>【支障事例】</p> <p>国は地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業に限定し、全国的視点のもとで採択を行っているとしているが、国が地域商業自立促進事業として実施するにぎわい創出イベントの開催支援、地域住民のニーズに合った商店街の新陳代謝を図る取組、地域コミュニティの形成に向けた取組の支援は、県施策と内容が類似しており、支援の対象となる事業者にも差異はない(本県でも、国と同種の事業である、商店街新規出店・開業等支援事業、商店街支援事業、商店街整備事業等を実施)。</p> <p>平成26年6月に国が認定した事業を見ても、①イベント開催、②地域コミュニティ活動拠点施設整備、③空き店舗を活用したアート活動支援、イベント開催等となっており、全国レベルの先端的なモデル事業とは考えられない。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>商店街の支援については、住民に身近な行政として地域の実情を熟知した地方公共団体に委ねるべきであり、また、商店街の商圏が複数の市町域にまたがることから、広域団体である都道府県が行う方が総合的な施策展開が望める。</p> <p>そこで、地域商店街活性化法による商店街活性化事業計画・商店街活性化支援事業計画の認定事務及び地域商業自立促進事業費補助金の交付事務を国から都道府県へ移譲し、都道府県施策との一元化を図ることにより、総合的な商店街の活性化施策を実施する。</p> <p>【想定される事業スキーム】</p> <p>①金の流れ: 経産省→県(交付金)→商店街振興組合等</p> <p>②内容: 経産省では、多様多岐にわたる補助金が毎年新設・増額されており、1件あたりの補助額も100万～5億円と幅広く設定されている。均等配分を求めているのではなく、商店街数など地域の実情に応じて配分されればよいと考える。</p> <p>③全国的な視点から計画の認定及び補助金の採択</p> <p>通常分は交付金として国の施策とも整合を図った都道府県の全体計画に基づいて配分、先導的かつ一定規模以上の事業については、経産省と個別協議するスキームで担保することが可能。</p>	地域商店街活性化法第4条～第7条、第11条、地域商業自立促進事業費補助金交付要綱	経済産業省	兵庫県、徳島県
887	地域の商店街等の活性化支援に関する事務・権限の都道府県への移譲	経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、地域の商店街等の活性化支援に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。	<p>【制度改正の必要性等】</p> <p>県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。</p> <p>しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。こうしたことから、地域の商店街等の活性化支援に関する事務・権限(商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第4条第1項に規定する商店街活性化事業計画の認定等)を都道府県に移譲すべきである。</p> <p>また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること)。</p> <p>商店街まちづくり事業 地域商店街活性化事業 商店街まちづくり事業(中心市街地活性化事業)補助金 地域商業自立促進事業補助金 ものづくり・商業・サービス補助金</p>	<p>経済産業省組織規則第231条11号</p> <p>商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第4条第1、3、4項、第5条1、2、3項、第13条1項、第6条第1、3項、第7条第1、2、3項、第13条第2項</p> <p>商店街まちづくり事業募集要領、地域商店街活性化事業募集要領、商店街まちづくり事業(中心市街地活性化事業)募集要領、地域商業自立促進事業募集要領、地域商業自立促進事業補助金交付要綱等</p>	経済産業省	埼玉県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
30	JAPANブランド育成 支援事業の事務の都 道府県への移譲	地域における関係機関との 案件発掘等に係る調整 補助金の交付・確定に係る事 務の権限移譲	【制度改正の必要性】 事業の目的が、複数の中小企業等が連携して、世界に通用するブランド力の確立を目指す取 組みに要する経費の一部を補助することにより、地域中小企業の海外販路の拡大を図るとと もに、地域経済の活性化及び地域中小企業の振興に寄与することであることから、地方が地 域の中小企業のニーズに基づき細かい支援を行う必要がある。全国的な視点がある としても地域振興に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべきである。	小規模事業者等JAPANブ ランド育成・地域産業資源 活用支援補助金(地域産 業資源活用支援事業)交 付要綱	経済産業省	愛知県
31	中心市街地の活性化 に関する事務の都道 府県への移譲	「中心市街地の活性化に関 する法律」の業務のうち、「特定 民間中心市街地活性化事業 計画の認定事務」と「中心市 街地再興戦略事業費補助 金」の交付事務の権限移譲	【制度改正の必要性】 特定民間中心市街地活性化事業計画の認定事務については、法に規定する基本計画はす でに国が認定済みであり、特定民間中心市街地活性化事業計画の認定はその事業計画の 範囲内であるから地方に任せるべきである。これまでのところ支障となる具体的事例はない が、法改正が実施されたことにより基本計画策定件数が増加することも想定されるため、都道 府県による地域の実情に応じた事務処理がより効率的である。また、事業者への利便性の確 保や迅速な事業執行の確保の観点から、市町村の現場に近い都道府県が認定を行うことが 適当かつ効果的と考える。 他方、国認定基本計画に位置づけられた個別事業については、都道府県が地域の実情に 応じて補助スキームを定め、財政支援することがより効果的である。そして、中心市街地再興戦 略事業費補助金の交付事務は、地域の実情に応じた視点が必要であり、市町村の基本計画 を存知し、市町村及び地域と緊密に連携する都道府県での実施が効率的である。 具体的な実施方法は、財源移譲を受けた上で、都道府県の単独補助事業として実施する。す なわち、都道府県が個別事業計画を認定し、市町村と一体となった財政支援を実施する。ま た、都道府県は市町村に対して補助を行う。(間接補助を想定)	中心市街地活性化に関す る法律第40条、第41条 中心市街地再興戦略事業 費補助金交付要綱	経済産業省	愛知県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
473	中心市街地再興戦略 事業費補助金(旧:戦 略的中心市街地商業 活性化支援事業費 補助金)の交付事務 の都道府県への権限 移譲	中心市街地再興戦略事業費 補助金の交付 特定民間中心市街地活性化 事業計画の認定 中心市街地活性化に関する 委託事業の実施 市町村が作成した中心市街 地活性化基本計画に対する 助言	中心市街地の活性化に取り組む市町村やまちづくり会社を支援するためのものであり、地域 経済の活性化を目的とするものである。 これらの地域の産業・経済の振興に関する事務は、権限や財源の移管と併せて、地域の実情 を把握している地方に移管されるべきである。	中心市街地の活性化に関 する法律第40条	経済産業省	神奈川県
765	中心市街地の活性化 に関する補助金交付 事務等の都道府県へ の移譲	中心市街地再興戦略事業費 補助金の交付事務及び中心 市街地活性化法第40条第4 項に規定する特定民間中心 市街地活性化事業計画の認 定事務、同条第5項による通 知、第41条第2項による認定 の取消し など、中心市街地 の活性化に関する事務を、必 要となる人員、財源とともに、 国から都道府県へ移譲するこ と。	【支障事例】 国は中心市街地の活性化に関する事務は、施策効果の適正化・最大化を図るため、各地域 の特性や近隣地域の状況を配慮しつつ、国が地方自治体の枠を超えた全国的視点のもとで 行う必要があるとしているが、国が中心市街地再興戦略事業費補助金の対象としている子育て 支援施設等を併設した複合商業施設や地域産品の販売所の整備、持続的にぎわい創出 につながるイベントの開催支援等は、住民に身近な行政として地域の実情を熟知した地方公 共団体に委ねるべきであり、また、商店街の商圏が複数の市町村にまたがることから、広域 団体である県が行う方が総合的な施策展開が望める。 また、経産省では、商店街関係の補助金も含め、多種多岐にわたる補助金が毎年新設・増額 されている。県として地域の産業振興施策を一元化し、効率的に推進するにあたり支障があり、 非効率である。 そこで、中心市街地再興戦略事業費補助金の交付事務及び特定民間中心市街地活性化事 業計画の認定事務等の中心市街地の活性化に関する事務を国から県へ移譲し、県施策との 一元化を図ることにより、総合的な中心市街地の活性化施策を実施する。 【想定される事業スキーム】 ①金の流れ:経産省 → 県(交付金) → 商店街振興組合等 ②内容:中心市街地再興戦略事業補助金は、1件あたりの補助額が100万～5億円と幅広く設 定されている。 均等配分を求めているものではなく、商店街数など地域の実情に応じて配分されればよいと 考える。 ③全国的な視点から計画の認定及び補助金の採択 通常分は交付金として国の施策とも整合を図った都道府県の全体計画に基づいて配分、先 導的かつ一定規模以上の事業については、経産省と個別協議するスキームで担保すること が可能。	中心市街地の活性化に関 する法律第14条第3項、 第40条、第41条、中心市 街地再興戦略事業費補助 金交付要綱	経済産業省	兵庫県、京都 府、徳島県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
32	企業立地促進に関する事務の都道府県への移譲	企業立地促進に関する補助金等の権限移譲	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>企業立地促進に関する事務については、国際競争力を有する企業を中核として産学官連携による産業集積の形成及び活性化に向けた取組を行っており、全国的な視点があるとしても、地域の強みを活かすことにより当該地域から我が国全体の産業競争力強化に資する産業発展が期待できることから、自由度を高めて、都道府県に企業立地促進に関する補助金(対内投資等地域活性化立地推進事業費補助金)等の権限移譲及びそれに伴う財源の交付をすべき。</p>	対内投資等地域活性化立地推進事業費補助金要綱	経済産業省	愛知県
235	商工会議所に係る経済産業大臣の認可権限の都道府県知事への移譲	商工会議所法に基づく商工会議所に係る経済産業大臣の定款変更の認可権限を都道府県知事に移譲する。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>定款変更の認可権限については、国と都道府県に権限が分散している。都道府県に移譲されることにより定款変更の窓口一元化、申請者の負担軽減につながる。</p> <p>【懸念の解消】</p> <p>第4次一括法で移譲とならなかった定款変更の3事項については、次のとおり、都道府県においても認可事務を実施することは可能と考える。</p> <p>(目的)法で実施事業が規定され、日本商工会議所による標準定款例に倣って各商工会議所の定款が作られている。県に移譲することで同質性が堅持できなくなるとは考えにくい。</p> <p>(名称)既会議所の名称は県においても把握でき、県に移譲することで誤認混同を与えるような名称変更が発生することは考えにくい。</p> <p>(地区)県境を越えた区域を商工会議所の地域とする場合の定款変更について国に権限を残すという対処も検討できるのではないかと。</p>	商工会議所法第25条第1号、第2号及び第4号、第46条第2項 商工会議所法施行令第7条第1項第4号	経済産業省	広島県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
334	商工会議所に係る経済産業大臣の許認可権限の都道府県への移譲	事務の効率化や地域の商工関係団体に対する事務の一元化を進めるため、商工会議所に対する認可や取り消し等の権限を、都道府県等に移譲すべき。	①商工会については、認可や取り消し等を含め都道府県等がすべての指導監督を行っている。一方、商工会議所については、認可や取り消し等を除く日常の指導監督を都道府県等が行っているが、いずれも、地域において商工業の発展に向けて活動する団体には変わらない。 ②第19回地方分権改革推進委員会において、経済産業省から、「商工会議所は世界各国に存在し、輸出品の原産地証明など国境を越えた事業への支援活動を行っており、国際的な信用を維持するために国が指導・監督について一定の権限を保持」する必要があるとの回答がされているが、そのことのみをもって、一部の権限のみを国に残すことに具体的なメリットは不明である。 ③少なくとも希望する団体に対しては、手挙げ方式により権限移譲が可能となるようにするなど、地域の実情に応じた処理ができるようにすべき(ただし、該当商工会議所の了解が要)。	商工会議所法第27条、第28条、第46条第2項第1号、2号、4号及び第4項、第59条第1項第1号、2号、第2項及び第4項	経済産業省	群馬県
494	商工会議所に係る経済産業大臣の許認可権限の都道府県への移譲	現在、一部移譲されている「商工会議所法」に基づく許認可等について、第3条第2項の名称使用の許可を除く、すべてを権限移譲する	商工会議所法許認可関係事務について、現在、一部しか都道府県事務になっていない。特に、商工会議所法第46条第2項の定款変更の許可については、第25条の定款記載事項により所管行政庁が経済産業省であったり、都道府県であったりする。権限移譲により、このような二重行政の解消を図ることで、県民サービスの向上につながるものと考えられる。商工会議所側からすると、定款変更する事項により、国に申請したり県に申請したりしている。権限が移譲することにより、一括して都道府県に申請することになり、時間的にも費用的にも少なくとも済む点が、県民サービスの向上につながるものと考えている。ただし、第3条第2項の名称使用の許可については、都道府県区域を越えた広域的対応が必要なことから、都道府県への移譲にはなじまないと考えられる。また、類似の団体である商工会の設立、定款変更等の許認可は、「商工会法第60条」において、都道府県が処理する事務になっており、このことから都道府県等に権限移譲すべきものとする。	商工会議所法第3条第2項以外	経済産業省	神奈川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
592	商工会議所に係る経済産業大臣の許認可権限の都道府県への移譲	商工会議所法に基づく商工会議所に係る設立、解散等国に残っている全ての権限を都道府県に移譲する	商工会議所については、多くの権限が都道府県に移譲されているが、地域の中小企業支援などの産業振興施策と密接な関わりをもち、都道府県の実施する産業振興策と関連が深いことから、現在国に残されている設立・解散等の認可についても地方において権限を有すべきであり、未だ国において権限を有する設立・解散等の認可についても移譲を求める。 なお、第4次一括法の成立に向けた整理の中で、本件について経済産業省からは「商工会議所は…国境を越えた事業への支援活動を行っており、…国際的な信用を維持するために国が…指導・監督について一定の権限を保持」する必要があるとの回答がなされているが、その事業実態から商工会議所の業務は地域の中小企業支援などの産業振興施策と密接な関連を持ち、都道府県の施策との関連が深いことから、移譲を求めるもの。	商工会議所法第84条 商工会議所法施行令第7条	経済産業省	京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県
946	商工会議所に係る経済産業大臣の認可権限の都道府県知事への移譲	商工会議所法に基づく商工会議所に係る経済産業大臣の定款変更の認可権限を都道府県知事に移譲する。	【制度改正の必要性】 定款変更の認可権限については、国と都道府県に権限が分散している。都道府県に移譲されることにより定款変更の窓口一元化、申請者の負担軽減につながる。 【懸念の解消】 第4次一括法で移譲とならなかった定款変更の3事項については、次のとおり、都道府県においても認可事務を実施することは可能と考える。 (目的)法で実施事業が規定され、日本商工会議所による標準定款例に倣って各商工会議所の定款が作られている。県に移譲することで同質性が堅持できなくなるとは考えにくい。 (名称)既会議所の名称は県においても把握でき、県に移譲することで誤認混同を与えるような名称変更が発生することは考えにくい。 (地区)県境を越えた区域を商工会議所の地域とする場合の定款変更について国に権限を残すという対処も検討できるのではないが。	商工会議所法第25条第1号、第2号及び第4号、第46条第2項 商工会議所法施行令第7条第1項第4号	経済産業省	中国地方知事会

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
261	新たな需要を創造する 新商品・サービスを 提供するための創業 支援に関する事務・権 限の都道府県に移譲	経済産業局等が行っている 中小企業やベンチャーの支 援、地域産業の振興、産学官 連携推進に関する事務・権限 のうち、新たな需要を創造す る新商品・サービスを提供す るための創業支援に関する 事務・権限を都道府県に移譲 すること。	【制度改正の必要性等】 県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の 支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による 事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務 を行っている。 このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総 合的な支援が実現していない。 しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日 頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンス トップで効果的・効率的に行える。 こうしたことから、新たな需要を創造する新商品・サービスを提供するための創業支援に関す る事務・権限(中小企業の新たな事業の創出等)を都道府県に移譲すべきである。 また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府県に交付金と して交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とするこ と。) 地域需要創造型等起業・創業促進事業(創業補助金) 小規模事業者活性化補助金	経済産業省組織規則第 231条19号等 中小企業の新たな事業活 動の促進に関する法律第 9条 地域需要創造型等起業・ 創業促進補助金交付要綱	経済産業省、 経済産業省 (中小企業 庁)	埼玉県
368	省エネ法に基づく特定 事業者等に対する指 導・助言、報告徴収、 立入検査の都道府県 への権限移譲	エネルギーの使用の合理化 に関する法律に基づく指導・ 助言、報告徴収及び立入検 査権限を、並行権限として、 希望する都道府県に移譲す ること。	【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針にのっと り、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実状に応 じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」こととされている。地方公共団体は、本規 定に基づき、特に地域として取り組むべき「エネルギー使用の合理化(省エネルギー)の促進」 「再生可能エネルギーの普及」の施策の充実等に努めている。 これらの取組みをより効果的なものとするため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」 に基づく、特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限とし て、都道府県に移譲する必要がある。 【具体的な効果】地方公共団体においては、省エネルギー促進のための取組みを行っている が、地域におけるエネルギーの使用状況等を把握することができないため対象を重点化等す ることができず、また指導・助言する権限もないため、取組の成果が限定的となっている。例 えば、本県においては、工場・事業場等の省エネルギー診断事業を無料でを行っているが、エ ネルギー多消費事業者の情報把握し、これら事業者に対し省エネ診断の活用を指導・助言 することが可能となれば、地域内におけるエネルギー使用の合理化が大幅に進むことが期待 される。 【効果的な取組みとするための工夫】「求める措置の具体的内容」にあわせて、当該法令に基 づき国において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じ提供することで、より効果 的な取組とすることができる。	エネルギーの使用の合理化 に関する法律第6条、 第53条、第60条、第67 条、第87条	経済産業省、 農林水産省、 国土交通省、 警察庁、金融 庁、総務省、 財務省、文部 科学省、厚生 労働省、環境 省	九州地方知 事会

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
476	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	一の都道府県内で完結する事業者への措置(指導・助言、報告徴収・立入検査)に関する事務・権限を、都道府県に付与する。	当該事務・権限は国による自己仕分け結果で、一の都道府県で完結する特定事業者等に対しての権限を地方に付与することを「全国一律・一斉に委譲するもの(A-a)」としている。 エネルギーの使用の合理化等に関する法律等による事業者への措置(指導・助言、報告徴収・立入検査)は、都道府県条例に基づく事業活動に伴う地球温暖化対策に係る計画書制度等の事務・権限と類似する点が多く、権限移譲により事務が一元化し、事務の効率化や事業者の利便性向上を図られることから、国の仕分けに基づき、都道府県に権限を付与すべきものとする。 ただし、権限移譲にあたっては、以下の事項について、調整する必要がある。 特定事業者等への措置に関する事項について、地方自治体と国との間や、地方自治体間の役割の明確化や情報共有の仕組み 特定事業者等への措置の遂行に必要な専門人材の確保・育成及び財源の配分 検査マニュアルの整備など立入検査等の統一的な実施を行うための仕組み	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第6条、第87条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第24条、第25条、第26条	経済産業省	神奈川県
446	割賦販売法に基づく包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	割賦販売法に基づき、包括信用購入あっせん業者に対して、報告徴収、立入検査に関する事務を実施する。(勧誘が一の都道府県内のみで行われる場合の権限付与)(併行権限)	割賦販売法第47条で都道府県が処理する事務を政令で定めるよう規定し、具体的には施行令第33条により都道府県が処理する事務を定めている。施行令第33条の改正により対象となる事業者の範囲と業務の範囲を定めるもの。 この権限移譲により、当該都道府県内で消費者被害が発生した場合、個別信用購入あっせん業者と同様に包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収及び立入検査を行うことになり、地域に密着した行政を行うことができる。(なお、複数都道府県にまたがる場合は広域的指導の観点から従来どおり国が行う。) 包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収、立入検査以外の権限移譲については、権限を行使した時の影響が全国に及ぶことや、機動的に実施することが難しくなるため、従来どおりの広域的行政が望ましいと考える。	割賦販売法第40条第3項、第41条第1項 割賦販売法施行令第33条	経済産業省	神奈川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
456	工業標準化法に基づく事業所への立入検査等の都道府県への移譲	JISマークの認証に関して一の都道府県の管轄区域内のみにある認証機関の登録等に関する業務 認証を受けた者の向上、事業所等に対する報告徴収、立入検査等に関する業務	製造業者にとっては、登録、検査事務ともに移動時間の短縮につながる。 本県の公試機関には、工業品等の試験・検査を行っている技術職が配置されており、これまで行ってきた業務での見地を活かして本事務を行うことは可能であり、件数にもよるが、特に新たな組織の設置は要しないものとする。 ただし、地域別に手続きの相違が生じないように統一した手続きなどの整備は事前に必要となるものとする。	工業標準化法19条1項・2項、20条1項・2項、21条1項から3項、22条、25条2項、28条1項、29条2項、31条3項、32条、33条1項、34条、36条、37条、38条、40条1項	経済産業省	神奈川県
469	産業クラスターの支援に関する事務の都道府県への権限移譲	企業や大学等への訪問等により、産業実態、ニーズ、課題等の情報収集・分析を行い、国際競争力強化や成長産業創出等のための地域の成長ビジョンの提示 地域の強みを幅広く結集するために、県境やブロックを越え、より強みと強みが結びつく産学官(含自治体)等のコーディネート 補助事業の交付決定及び確定手続き 採択事業の進捗管理及び指導、助言、協力等	現在、経済産業局で行っている産業クラスターに係る事務を都道府県に移譲する。 「地域新成長産業創出促進事業費補助金」など産業クラスターに係る補助金の執行、フォローアップ及び成果普及業務を都道府県に移譲。 * 従前のスキームで国庫補助金とし、間接補助先を都道府県とすることを想定している。 * 地域の実情に応じた弾力的運用ができる補助率の設定をしてほしい。(現行: 国2/3 ⇒ 例: 国2/3、都道府県 1/3以内など) 産学公連携については、地方でも行っているところである。地方で実施している施策との乖離や補助の重複などが生じる可能性がある。 都道府県において実施することで、地域の特性や既に実施している産業活性化施策との整合性を図ることができる。 補助金については、移譲を行うことで、従前から都道府県で実施している施策との整合性を図り、より効果のある支援策として展開することが可能と考える。 事業主が相談や申請等の手続きをする際の移動時間の短縮に繋がるとともに、さらにきめ細かいフォローアップなども可能と考える。	産業クラスター計画	経済産業省	神奈川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
470	地域技術の振興に関する事務の都道府県への権限移譲	大学、研究機関、企業などの産学官連携による高度技術の開発に係る事前相談、応募受付、実施体制等の審査、執行管理、プロジェクト管理、プロジェクト終了後のフォローなど一貫した管理	「相談内容」に係る、現在、経済産業局が行っている補助事業の執行、フォローアップ及び成果普及業務等を都道府県に移譲。 * 従前のスキームで国庫補助金とし、間接補助先を都道府県とすることを想定している。 * 地域の実情に応じた弾力的運用ができる補助率の設定をしてほしい。(現行: 国2/3 ⇒ 例: 国2/3、都道府県 1/3以内など) 産学官連携事業や新産業振興事業は、地方でも地域の実態に合わせて行っているところである。地方で実施している施策との乖離や補助の重複などが生じる可能性がある。こうした事務を移譲することで、地域の特性や都道府県で既に実施している産業活性化施策との整合性を図ることができる。 補助事業について、移譲を行うことで、従前から都道府県で実施している施策との整合性を図り、より効果のある支援策として展開することが可能と考える。 事業主が相談や申請等の手続きをする際の移動時間の短縮に繋がるとともに、さらにきめ細かいフォローアップなども可能と考える。	科学技術基本計画 地域新成長産業創出促進事業費補助金(地域新産業戦略推進事業(地域新産業集積戦略推進事業)) 交付要綱 地域新成長産業創出促進事業費補助金(地域新産業戦略推進事業(イノベーション基盤強化事業)) 交付要綱	経済産業省	神奈川県
495	産業財産権に関する相談事務(知的財産権に関する相談受付、説明会)の都道府県への権限移譲	特許等の手続全般や活用についての相談受付支援、説明会の開催等(相談業務については、未公開情報(出願公開前情報等)を用いた相談対応や、産業財産権申請を円滑に行うための申請書類の確認などを含む)	当該相談事務は、弁理士等による産業財産権に係る一般的な相談とは異なり、特許庁で行う方式審査に向けた相談業務を行っており、相談業務に際して未公開情報を用いる場合があるため、特許の出願を行うこともある都道府県が同様の業務を行うことは公平性の確保に著しい支障があるとの懸念が考えられるが、未公開情報を用いた相談業務を都道府県が行ったとしてもならん公平性を害することにはならず、むしろ、都道府県で行うことで相談者の相談等に係る移動時間の短縮につながるとともに、事務の効率化も図られると考える。	知的財産推進計画	経済産業省	神奈川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
497	地域経済動向の把握 及び分析等の事務の 都道府県への権限移 譲	県内立地企業等の業況、生 産、設備投資などの地域ごと の経済動向をヒアリング調査 等を実施し、その結果の集 約・分析等を行う	地域経済動向の把握、分析・調査については、現在も各都道府県を単位として行われてお り、分析結果の活用や機動性確保の観点からも、地域が行うことが望ましいと考える。 また、広域的な実施体制を補完する観点からは、日本銀行が実施している企業短期経済観 測調査の活用なども可能であることから、都道府県が当該事務を行った方が、より効率的で 地方の実情に応じた処理がなせると考える。	広域関東圏産業立地ガイ ドブック	経済産業省	神奈川県
499	商品取引所への立入 検査等に関する事務 の都道府県への権限 移譲	商品取引所法に基づく、①商 品取引所等への報告徴収、 立入検査、②商品取引員へ の報告徴収、立入検査、業務 改善命令、業務停止命令、聴 聞、③委託者への報告徴収、 損失補てんに関する確認 商品投資に係る事業の規制 に関する法律に基づく、商品 投資顧問業者に対する変更 の届出の受理、報告徴収、立 入検査、業務改善命令、指 示、業務停止命令 犯罪による収益の移転防止 に関する法律に基づく商品取 引員への報告徴収、立入検 査、指導、是正命令	事業者の適切な監督及び消費者保護の観点から、より機動的な地方が事務を担うことが効 率的である。 また、広域的な実施体制の確保については、自治体間での広域連合の形成等による対応も 可能と考える。	商品取引所法第86条の 3、第96条の21、第96条 の30、第96条の33、第96 条の39、第157条、第184 条、第231条、第240条の 22、第263条、第322条、 商品投資に係る事業の規 制に関する法律第30条、 犯罪による収益の移転防 止に関する法律第14条、 第15条	経済産業省	神奈川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
500	コンテンツ産業等の振興に関する事務の都道府県への権限移譲	中小コンテンツ企業等の事業創出、新市場開拓、海外展開のための見本市開催や海外へのミッション派遣 コンテンツ・ビジネススキル向上、新技術の習得、人的ネットワーク形成のためのセミナー開催や異業種交流会の開催 コンテンツ産業関連調査研究	魅力あるコンテンツの海外への紹介、コンテンツの取引の活性化を図るための国際的な催しの実施又はこれへの参加に対する支援、コンテンツに係る海外市場に関する情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずることにより、地域独自のコンテンツ事業の事業規模の拡大を図るとともに、その地域の海外におけるコンテンツの普及を通じて日本の各地域の文化等に対する各国の人々の理解の増進を図ることができるが、現在は国が当該事業を行う権限を有しているため、各地域の特色を出すことができず、ひいては日本の発展につながっていないという支障がある。	コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第19条	経済産業省	神奈川県
501	航空機の関連法令の施行に関する事務の都道府県への権限移譲	航空機の製造確認、修理確認及び航空機用機器の製造証明に関する届出の受理	関東地方産業競争力協議会でも航空宇宙産業を戦略産業の一つと位置付け、今後は受注拡大に向けた一貫受注生産体制の確立により、戦略産業に係る中小企業等の広域連携の場を創出し、関東地方の産業競争力強化を図ることを目指していることから、航空機に係る経済産業局の事務権限の移譲を求める。	航空機製造事業法第8条第2項、第6項、第10条第2項、第12条第2項	経済産業省	神奈川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
502	伝統的工芸品産業の振興に関する事務等の都道府県への権限移譲	振興計画等、各種計画の認定業務の権限の移譲 伝統的工芸品産業支援補助金の交付に係る事務の移譲	振興計画等、各種計画の認定・補助金交付決定は、地域の産業の振興の観点からも重要な業務であり、その対応としては、都道府県が「市町村」、「商工会、商工会議所」、「業界団体、観光振興団体」等、地域の実情に即した上で、地域と緊密に連携し、総合的かつ継続的な支援を実施していくことが、より有効であると考えられるため、権限の移譲を求める。 具体的な支障事例としては、①計画の認定及び補助金の申請について、国と事業者が調整しており、県が計画認定に関与していないため、県が計画認定に関与していないため、県が計画認定に関与すれば紹介することができた伝統的工芸品が、支援計画の対象に入っていない事例や、②どの事業者が計画を検討しているか、国から支援体制を構築できた可能性のある事例がある。	伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条 伝統的工芸品産業の振興に関する法律施行規則	経済産業省	神奈川県
669	地域伝統産業活性化地域振興に資する事務の希望市町村への移譲	国が公募する補助事業の中で地域振興に資するものは、希望する指定都市など地域に最も身近な基礎自治体に移譲すべきである。	これまで国が実施していた施策の中でも、伝統産業の振興に対する補助(伝統的工芸品産業支援補助金)など、地域振興に資する支援事業については、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要であると考えます。地域の特性に精通している基礎自治体が、それら事業を具体的な施策として設計・運用する制度への変更、及びそれに伴う必要な財源措置を講じて頂きたい。 申請者となる伝統産業の組合や事業者は、従事者の高齢化等もあり、公募事業に関する情報の収集や補助金等の関係書類の作成が困難なことが多く、地域の実情を理解している地方自治体職員に問い合わせが入る場合があります。 希望する基礎自治体に、地域振興に資する国から交付金により予算が配分され、移譲される権限と財源をもとに制度設計や運用をできるようになれば、地域の実情に合わせて、基礎自治体が既存施策と一体的に中小企業振興に取り組むことができ、中小企業に対してタイムリーかつ分かりやすい施策案内・活用を促すことが可能となります。 伝統産業事業者等に身近な基礎自治体を実施することにより、地域に集積する伝統産業の一層の活性化に加えて、全国レベルのモデルとして国内に波及できるような取り組みとなることも期待できます。また、地域振興に資する補助金の中でも、全国的な視点のもと国が実施する必要があるものについては、運用面で基礎自治体により関与できるような仕組みができれば、より実効的な制度になると考えます。	伝統的工芸品産業の振興に関する法律第16条 中小企業経営支援等対策費補助金(伝統的工芸品産業支援補助金)交付要綱	経済産業省	堺市

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
503	工業用水道事業法の施行に関する事務(給水開始前の届出、事業休止等)の都道府県への権限移譲	工業用水道事業法の施行に関する以下の事務の権限を移譲 工業用水道の届出・許可 給水能力の変更等の届出・許可 工業用水道事業に関する報告 水質測定項目免除の承認の申請 ほか	県内の工業用水道事業者である横浜市及び川崎市にとって、届出や報告等の提出先が県になれば、地域の実情に応じた相談対応が可能となることから、県が行うべきである。現在のところ大きな支障事例はないが、次年度計画に関する国からのヒアリングなどを、国ではなく地域に近い県が行うことにより、距離の面を含めて、県内の工業用水道事業者が相談しやすい環境になると考えられる。県ではこれまで工業用水道事業法に係る事務は行っていない。なお、法第15条第1項及び第2項では、工業用水道施設の設置や変更のための土地の立ち入りについて、知事の許可を受けるように規定されている。横浜市及び川崎市からは、手続の際、距離的なメリットが生じるとの意見を聞いている。	工業用水道事業法(以下「法」という)第3条～5条、第9条第3項、第10条、第13条、第17条第1項及び第21条に規定する工業用水道の届出・許可 法第6条、法第7条、第8条、第9条第1項、第12条に規定する変更の届出・許可 法第23条に規定する工業用水道事業に関する報告 工業用水道事業法施行令第1条に規定する水質測定項目免除の承認の申請 法第18条、第22条、第24条に規定する命令、処分、調査、検査	経済産業省	神奈川県
504	適切な計量の実施の確保に関する事務・計量法に基づく製造、修理、販売業者等の届出、命令、検査等の都道府県への権限移譲	計量法に基づく電気計器(電気メーター)の検定を免除された製造事業者(指定製造事業者として経済産業大臣が指定)の製品についての各種届出の受理、定期的な立入検査、命令	各都道府県が、製造事業者の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができることで、届出受理や命令も含めた移動時間の短縮、地域の実情に応じたきめ細かい検査の実施につながる。現在は、国(経済産業大臣)が事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることを行っていることで、手続きが時間がかかり過ぎ、かつ、地域の実情に応じた対応ができていないという支障がある。	計量法第93条、第94条、第98条	経済産業省	神奈川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
506	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(平9法37)に基づく利用計画の認定権限の移譲	新エネ法に基づく新エネルギー等利用計画認定に係る各種届出の受理	国は「新エネルギーの普及促進にかかる業務は、原子力も含めたエネルギー政策全般を実施する国が行わなければ、エネルギー政策のバランスを失ふことになり、著しい支障が生じる」としているが、新エネルギーの普及促進は、地域の自然環境や立地条件等の制約を受けることから、地域の状況を熟知している地方自治体が行うことが合理的かつ効率的である。前述した理由から、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第8条に基づく「新エネルギー利用等に関する計画」の認定に関する事務は、地方に移譲すべきである。また、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の施行に伴い廃止されている。したがって、同特別措置法第6条による「再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定等」に関する事務を、地方に移譲すべきである。	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第8条	経済産業省	神奈川県
510	「総合効率化計画」の認定、報告徴収、取消、確認事務等の国から都道府県への移譲	①事業者から申請のある「総合効率化計画」の認定、②認定事業者からの報告徴収、③認定の取消、④特定流通業務施設の基準適合の確認事務について、移譲を求める。	当該業務は、県(一部市)が行っている農地転用の許可事務や開発行為の許可事務と密接に関連しており、都道府県に事務を移譲することで効率的な事務の執行が期待できる。国において当該事務を実施することで、県が実施する上記事務との乖離や矛盾が生じる可能性がある。そのため、県において実施することで、上記事務との連携を図ることができ、地域の特性を反映したきめ細かい施策を展開できるとともに、流通業務施設の設置を含む総合効率化計画の認定事務とあわせ、同一の行政庁が農地転用と開発行為の許可を効率的に進めることで、迅速な流通業務施設の整備が可能となり、効率的で環境負荷の小さな物流の構築という法の目的に対して総合的な対応が図られ、流通の効率化に資する。なお、国の自己仕分けにて、従来から国が一元的に実施していること、安全対策や事業者の円滑な事業活動等の観点から国が引き続き所管すべき事務とされているが、地域の特性や県で実施する施策との整合性を図る観点から県が所管すべきと考える。また、H25年の各省の検討においては、流通業務施設が所在する市町村や都道府県に止まらず、国際・国内の物流網の効率化について念頭に置く必要があり、総合効率化計画の認定は国が行うことが適切とされているが、各拠点が創意工夫を図り、それぞれが地域の状況に応じた効率化を図ることによっても、都道府県域に止まらない効率化が見込めることから、都道府県が担うべきと考える。	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条、第5条、第7条、第21条	国土交通省、 経済産業省、 農林水産省	神奈川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
685	国が地方自治体を経由せず民間事業者に直接交付している補助金の地方移管	地方自治体が独自制度と一体的に実施できるよう、国が実施する地方自治体を経由せず中小企業等へ直接交付している中小企業支援や地域の産業振興のための補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)の地方自治体への交付金化	<p>多くの地方自治体では、それぞれの創意工夫のもと、地域の実情を踏まえた中小企業に対する独自の助成制度を実施している。</p> <p>一方で、国の平成25年度補正予算事業「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業」は、平成24年度補正予算事業を拡大して実施されているが、地方自治体が直接関与しない制度となっており、地域の事業者の様々な要望や要請等を踏まえた運用がしにくい仕組みとなっている。また、「エネルギー使用合理化等事業支援者補助金」も同様に、地方自治体が関与しない制度となっている。</p> <p>横浜市では、新技術・新製品開発に取り組む中小企業を支援する「中小企業新技術・新製品開発促進事業(SBIR)」、中小製造業が行う設備投資等について経費を助成する「中小製造業設備投資等助成事業」を行っているが、国の支援制度は本市制度との一体的な支援とはなっていない。</p> <p>地域の産業振興に密着した事業については、地域の中小企業の課題を把握している地方自治体が、より柔軟に運用できる仕組みとすることが必要と考える。国において、過去2か年の補正予算事業等も含め、同種の事業を展開するのであれば、上記の趣旨を踏まえ、地方自治体が関与できる制度としていただきたい。</p> <p>※補助金の流れ：経済産業省→横浜市(交付金) 地方自治体が、国の交付金を活用し、独自制度と一体的に中小企業への支援を実施することで、自治体の判断による対象の上乗せや制度拡充、地方の実情や中小企業からの要望等を踏まえた効果的・効率的運用、申請手続きの簡素化等が可能となる。</p> <p>・また、地域の中小企業にとっては、ワンストップでの申請・利用が可能になるなど利便性の向上となる。</p>	ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金交付要綱 エネルギー使用合理化等事業者支援補助金交付要綱 エネルギー使用合理化等事業者支援補助金(小規模事業者実証分)交付要綱	経済産業省	横浜市
852	電源立地地域対策交付金交付規則における事業採択及び交付額配分等の都道府県への移譲	電源立地地域対策交付金における事業の採択や交付額の配分などの権限を都道府県に移譲する。	<p>現行制度は、膨大な国への申請処理があり、また採択事業が限定されていること及び一旦国へ事業計画を提出した後の変更手続きに柔軟性を欠くなど、地方の自由裁量を尊重した制度スキームとはなっていない。</p> <p>現行制度上、事業費の30%以上の増減がある場合には、それが入札減少金によるものであっても、事業内容の変更について、大臣承認が必要とされ、事務手続きが煩雑となっている。</p> <p>電源立地地域対策交付金交付規則第19条第3号に規定する交付金事業の変更承認申請について、入札減少金の発生に伴うものなどについては県の裁量とするよう権限を移譲する。変更承認申請の省略化及び入札減少金等の余剰財源について、他の行政需要事業への県の裁量による充当を行った上で、実績報告により額を確定する。</p> <p>煩雑な事務手続きが軽減され、使い勝手の良い制度となる。</p>	電源立地地域対策交付金交付規則第3条、第19条	経済産業省 (資源エネルギー庁)	愛媛県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
853	石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則における事業採択及び交付額配分等の都道府県への移譲	石油貯蔵施設立地対策等交付金における事業の採択や交付額の配分などの権限を都道府県に移譲する。	<p>現行制度は、膨大な国への申請処理があり、また採択事業が限定されていること及び一旦国へ事業計画を提出した後の変更手続に柔軟性を欠くなど、地方の自由裁量を尊重した制度スキームとはなっていない。</p> <p>当交付金は石油貯蔵施設の設置の円滑化に資することを目的とするものであるが、交付対象事業は公共用施設の整備に限定されていることから、その他の行政需要には充当できない。</p> <p>石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則第3条に規定する交付対象経費(公共用施設の整備費用)について、県が必要と判断する経費に充当できるよう権限を移譲する。</p> <p>交付対象を公共用施設の整備に限定しない制度設計とする。</p> <p>煩雑な事務手続が軽減され、使い勝手の良い制度となる。</p>	石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則第3条、第11条、	経済産業省 (資源エネルギー庁)	愛媛県
854	原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則における事業採択及び交付額配分等の都道府県への移譲	原子力発電施設立地地域共生交付金における事業の採択や交付額の配分などの権限を都道府県に移譲する。	<p>現行制度は、膨大な国への申請処理があり、また採択事業が限定されていること及び一旦国へ事業計画を提出した後の変更手続に柔軟性を欠くなど、地方の自由裁量を尊重した制度スキームとはなっていない。</p> <p>当交付金は県が作成する地域振興計画に基づき、交付されるものであるが、入札減少金が生じ、執行額が事業ごとの計画額を割り込んだ場合には、他の行政需要事業に充当できず、交付限度額どりの交付が受けられない。</p> <p>原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則第3条第3項に規定する大臣の承認が必要な地域振興計画の策定や変更について、県の裁量で策定や変更ができるよう権限を移譲する。</p> <p>地域振興計画の策定・変更について、国の承認を不要とし、届出制などとする制度設計とする。</p> <p>煩雑な事務手続が軽減され、使い勝手の良い制度となる。</p>	原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則第3条、第9条	経済産業省 (資源エネルギー庁)	愛媛県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
855	核燃料サイクル交付金交付規則における事業採択及び交付額配分等の都道府県への移譲	核燃料サイクル交付金における事業の採択や交付額の配分などの権限を都道府県に移譲する。	<p>現行制度は、膨大な国への申請処理があり、また採択事業が限定されていること及び一旦国へ事業計画を提出した後の変更手続に柔軟性を欠くなど、地方の自由裁量を尊重した制度スキームとはなっていない。</p> <p>当交付金は県が作成する地域振興計画に基づき、交付されるものであるが、入札減少金が生じ、執行額が事業ごとの計画額を割り込んだ場合には、他の行政需要事業に充当できず、交付限度額どりの交付が受けられない。</p> <p>核燃料サイクル交付金交付規則第3条第3項に規定する大臣の承認が必要な地域振興計画の策定や変更について、県の裁量で策定や変更ができるよう権限を移譲する。</p> <p>地域振興計画の策定・変更について、国の承認を不要とし、届出制などとする制度設計とする。</p> <p>煩雑な事務手続が軽減され、使い勝手の良い制度となる。</p>	核燃料サイクル交付金交付規則第3条、第8条	経済産業省 (資源エネルギー庁)	愛媛県
888	商工会・商工会議所と一体となった販路開拓に関する事務・権限の都道府県への移譲	経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、商工会・商工会議所と一体となった販路開拓に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。	<p>【制度改正の必要性等】</p> <p>県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。</p> <p>このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。</p> <p>しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。</p> <p>こうしたことから、商工会・商工会議所と一体となった販路開拓に関する事務・権限を都道府県に移譲すべきである。</p> <p>また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること)。</p> <p>地域力活用市場獲得等支援事業</p>	<p>経済産業省組織規則第231条21号</p> <p>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第11条第1項</p> <p>小規模事業者持続化補助金交付要綱(日本商工会議所及び全国商工会連合会)</p> <p>地域力活用市場獲得等支援補助金交付要綱</p>	経済産業省	埼玉県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
939	ベンチャー支援に関する事務の都道府県への権限移譲	地域での独自の産業クラスター形成に向けた取組に対して、地域からの求めに応じたアドバイス等(県境を超えてクラスターを形成にも対応。また、全国的視野で形成を推進していく必要がある先導的クラスターについては、国際競争力等の観点から国が主導)補助事業の交付決定及び確定手続き採択事業の進捗管理及び指導、助言、協力 等	現在、経済産業局で行っているベンチャー支援に係る事務を都道府県に移譲する。 「地域新成長産業創出促進事業費補助金」などベンチャー支援に係る補助金の執行、フォローアップ及び成果普及業務を都道府県に移譲。 * 従前のスキームで国庫補助金とし、間接補助先を都道府県とすることを想定している。 * 地域の実情に応じた弾力的運用ができる補助率の設定をしてほしい。(現行: 国2/3 → 例: 国2/3、都道府県 1/3以内など) 新産業ベンチャーへの支援については、地方でも行っているところである。地方で実施している施策との乖離や補助の重複などが生じる可能性がある。 都道府県において実施することで、地域の特性や既に実施している産業活性化施策との整合性を図ることができる。 補助金については、移譲を行うことで、従前から都道府県で実施している施策との整合性を図り、より効果のある支援策として展開することが可能と考える。 事業主が相談や申請等の手続きをする際の移動時間の短縮に繋がるとともに、さらにきめ細かいフォローアップなども可能と考える。	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第25条	経済産業省	神奈川県
942	新連携支援に関する事務の都道府県への権限移譲	「戦略的基盤技術高度化支援事業」及び成果普及 等	「戦略的基盤技術高度化支援事業(サポイン)」「中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金」の執行、フォローアップ及び成果普及業務を都道府県に移譲。 * 従前のスキームで国庫補助金とし、間接補助先を都道府県とすることを想定している。 * 地域の実情に応じた弾力的運用ができる補助率の設定をしてほしい。(現行: 国2/3 → 例: 国2/3、都道府県 1/3以内など) 「戦略的基盤技術高度化支援事業」については、移譲を行うことで、従前から都道府県で実施している施策との整合性を図り、より効果のある支援策として展開することが可能と考える。 連携体に属する企業の所在地が都道府県を跨っていても、補助事業主は代表となる一社だけであることから、都道府県単独でも交付事務は行えるものとする。	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令 第10条第1項、同条第2項、第11条第1項、第12条第1項	経済産業省	神奈川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
890	中小企業・小規模事業者の高度人材育成支援に関する事務・権限の都道府県への移譲	経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、中小企業・小規模事業者の高度人材育成支援に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。	<p>【制度改正の必要性等】</p> <p>県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。</p> <p>このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。</p> <p>しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。</p> <p>こうしたことから、中小企業・小規模事業者の高度人材育成支援に関する事務・権限(中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第16条に規定する国の施策等)を都道府県に移譲すべきである。</p> <p>また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること)。</p> <p>中小企業・小規模事業者人材対策事業(地域中小企業の人材確保・定着支援事業)</p> <p>中小企業・小規模事業者人材対策事業(中小企業新戦力発掘プロジェクトコーディネイト等事業)</p> <p>中小企業・小規模事業者人材対策事業(新卒者就職応援プロジェクトコーディネイト等事業)</p>	<p>中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第16条</p> <p>中小企業・小規模事業者人材対策事業に係る委託要綱、補助金交付要綱</p>	経済産業省	埼玉県
940	産学人材育成パートナーシップに関する事務の都道府県への権限移譲	大学、研究機関、企業などの産学官連携による高度技術の開発に係る事前相談、応募受付、実施体制等の審査、執行管理、プロジェクト管理、プロジェクト終了後のフォローなど一貫した管理	<p>「相談内容」に係る、現在、経済産業局が行っている補助事業の執行、フォローアップ及び成果普及業務等を都道府県に移譲。</p> <p>* 従前のスキームで国庫補助金とし、間接補助先を都道府県とすることを想定している。</p> <p>* 地域の実情に応じた弾力的運用ができる補助率の設定をしてほしい。(現行:国2/3 ⇒ 例:国2/3、都道府県 1/3以内など)</p> <p>産学官連携事業や新産業振興事業は、地方でも地域の実態に合わせて行っているところである。地方で実施している施策との乖離や補助の重複などが生じる可能性がある。こうした事務を移譲することで、地域の特性や都道府県で既に実施している産業活性化施策との整合性を図ることができる。</p> <p>補助事業について、移譲を行うことで、従前から都道府県で実施している施策との整合性を図り、より効果のある支援策として展開することが可能と考える。</p> <p>事業主が相談や申請等の手続きをする際の移動時間の短縮に繋がるとともに、さらにきめ細かいフォローアップなども可能と考える。</p>	<p>「産学人材育成パートナーシップ今後の取組の方向性について」</p> <p>ものづくり中小企業・小規模事業者等連携事業創造促進事業公募要領</p>	経済産業省	神奈川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
941	情報処理の促進に関する事務の都道府県への権限移譲	補助事業や委託事業の実施による、地域における先進的な情報処理・ソフトウェア産業の振興事業、中小企業のIT化の推進 企業・地域住民等に対するコンピュータウィルス対策や情報セキュリティ強化の普及・促進 地域におけるIT動向の実態の調査	「相談内容」に係る、現在、経済産業局が行っている補助事業の執行、フォローアップ及び成果普及業務等を都道府県に移譲。 * 従前のスキームで国庫補助金とし、間接補助先を都道府県とすることを想定している。 * 地域の実情に応じた弾力的運用ができる補助率の設定をしてほしい。(現行: 国2/3 ⇒ 例: 国2/3、都道府県 1/3以内など) 産学公連携事業や新産業振興事業は、地方でも地域の実態に合わせて行っているところである。地方で実施している施策との乖離や補助の重複などが生じる可能性がある。こうした事務を移譲することで、地域の特性や都道府県で既に実施している産業活性化施策との整合性を図ることができる。 補助事業について、移譲を行うことで、従前から都道府県で実施している施策との整合性を図り、より効果のある支援策として展開することが可能と考える。 事業主が相談や申請等の手続きをする際の移動時間の短縮に繋がるとともに、さらにきめ細かいフォローアップなども可能と考える。	ITの戦略的導入のための行動指針、 IT経営力指標、 下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金交付要綱	経済産業省	神奈川県